

(7. 都市魅力)

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											特別区			
											広域	各区	連携	
1	観光振興(成長・集客関連)	1	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(広域)	<ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマーライセンス制度の推進 ・OSAKA光のルネサンスの開催 ・御堂筋にぎわい空間づくり事業(御堂筋オープンフェスタ) ・御堂筋の魅力創造・発信事業(御堂筋kappo) ・大阪城城灯りの景の開催等 ・水辺空間活性化事業 ・水と光のまちづくりオーソリティ設置に向けた社会実験 ・水辺のにぎわい魅力創出事業 ・四都市連携・関西メガセール推進事業 ・大阪集客プラン支援事業 ・観光案内所及びツーリストロビーの運営 ・大阪周遊システムの運営・充実 ・関西国際空港内観光案内所の設置・運営分担 ・もと博物館建物維持管理 ・国際観光都市づくりの推進 ・大阪城エリア観光拠点化事業 	経済戦略局	任意			31.6	370,424				大阪全体の統一的な戦略の下、都市魅力を向上させ、内外から人を呼び込む観光施策については、広域で実施。 新たな大都市制度の下で、大阪全体の成長や集客が図れるよう施策を構築。
		2	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(大阪観光局・広域)	<ul style="list-style-type: none"> 観光に関する事務(広域:大阪観光局関連事業) ・観光ガイド等PRツールの作成事業 ・インターネット等による情報発信事業 ・大阪観光プロモーション事業 ・大阪フィルムカウンスル事業 ・中国・アジアからの観光客誘致強化事業 ・天神祭海外・国内宿泊ビクター誘致促進事業 ・まちなか観光案内所運営事務 ・コンベンション誘致事業分担 	経済戦略局	任意			3.4	279,886				大阪全体の統一的な戦略の下、都市魅力を向上させ、内外から人を呼び込む観光施策については、広域で実施。 新たな大都市制度の下で、大阪全体の成長や集客が図れるよう施策を構築。
		3	観光交流の促進に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> クルーズ船の寄航誘致や水上アクセス(舟運)の活用等による観光・集客資源の発掘、交流促進を図り、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげる。 ・クルーズ客船:大阪商工会議所と共同による「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」の設立、官民協働によるクルーズ客船の誘致・受入 ・水上アクセス:民間事業者等による「水上アクセス魅力向上委員会」の設置、「水上アクセスツアー」の商品化へ向けた検討(H24年度末で終了) 	港湾局	任意			2.5	46,767				大阪全体の統一的な戦略の下、都市魅力を向上させ、内外から人を呼び込む観光施策については、広域で実施。 新たな大都市制度の下で、大阪全体の成長や集客が図れるよう施策を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
2	観光振興(地域関連)	4	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(基礎)	・観光案内表示板の設置 ・コミュニティ・ツーリズム支援事業	経済戦略局	任意			1.0	13,167				地域を訪れる観光客等を対象とするものであり、各特別区で判断の上実施。
		5	築港地区等のまちづくり業務	臨港地区内において従来港湾活動に利用をされていた区域を、文化レクリエーション等の新たな需要に対応するなど再開発し、都市としての成長を図る ・対象地区:築港地区(マーケットプレイス・人工地盤・旧サントリーミュージアム・赤レンガ倉庫)(港区)、弁天地区、此花西部臨海地区 ・上屋等既存施設への民間活力の導入 ・まちづくりに係る連絡調整 ・基盤施設の整備 ・集客施設の維持管理 など 旧サントリーミュージアムについては、建物等の運営にかかる費用の一部等として、サントリーから7億円の寄付	港湾局	任意			7.1	165,807				地域の観光集客資源を生かしたまちづくりであり、また、地元と連携したエリアマネジメントの展開も必要となることから、地域の実情を把握している各特別区で判断の上実施。
3	文化振興(成長・都市魅力創造関連)	6	文化振興にかかる事務(広域)	・公益社団法人大阪フィルハーモニー協会への助成 ・公益財団法人音楽協会への助成 ・大阪版アーツカウンシル設立に向けた検討 ・青少年芸術体験事業 ・大阪城星空コンサート(H24をもって廃止) ・大阪クラシック ・第一級の芸術にふれる機会 ・創造を楽しむ元気な地域 ・新進芸術家プロモート事業 ・映像文化振興事業の推進 ・文化創造拠点ネットワーク形成事業(中央公会堂(北区)管理運営含む) ・舞台芸術活動振興事業(H25より「大阪市芸術活動振興事業」) ・咲くやこの花賞 ・三好達治賞 ・大阪文化賞・文化祭賞 ・織田作之助賞事業 ・財団法人地域創造に対する分担金	経済戦略局	任意			13.5	465,469				大阪全体の成長や都市魅力創造による文化振興サイクルの確立を図るため統一的、戦略的に実施すべき文化施策については、広域で実施。 新たな大都市制度の下で、大阪全体の成長や都市魅力の創造を図れるよう施策を構築。
4	文化施設(博物館、美術館等)	7	美術館(天王寺区)管理運営業務	・市立美術館の管理運営	経済戦略局	任意			0.5	242,171				博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化のうえ広域において一体的に運営。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		8	東洋陶磁美術館(北区)管理運営業務	・東洋陶磁美術館の管理運営	経済戦略局	任意			0.5	188,387				博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化のうえ広域において一体的に運営。
		9	歴史博物館(中央区)管理運営業務	・歴史博物館の管理運営	経済戦略局	任意			0.5	596,445				博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化のうえ広域において一体的に運営。
		10	自然史博物館(東住吉区)管理運営業務	・自然史博物館の管理運営	経済戦略局	任意			0.5	306,846				博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化のうえ広域において一体的に運営。
		11	科学館(北区)管理運営業務	・科学館の管理運営	経済戦略局	任意			0.7	187,845				博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化のうえ広域において一体的に運営。
		12	大阪城天守閣(中央区)管理運営業務	・大阪城天守閣の管理運営	経済戦略局	任意			0.5	0				博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化のうえ広域において一体的に運営。
		13	博物館群の魅力の向上等	・博物館施設館蔵品等整備 ・博物館群の総合力を活かした魅力向上事業 ・寄付収受関係事務 ・博物館群施設の整備事業 ・難波宮跡保存整備事業	経済戦略局	任意			1.8	113,589				博物館にかかる事務は、博物館・美術館等の独立行政法人化にあわせ整理。
		14	博物館群の魅力の向上等	・泉布観(北区)の維持管理 ・泉布観の再生活用	経済戦略局	任意			0.1	2,624				泉布観は、地域に密着した文化施設であるため、その維持管理、再生活用に関する事務は所在区で実施。
5	文化施設(地域関連)													

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
			各区	連携										
		15	博物館群の魅力の向上等	・適塾史跡公園(中央区)の保存	経済戦略局	任意			0.0	365				適塾史跡公園は、地域に密着した文化施設であるため、その保存に関する事務は所在区で実施。
6	新しい美術館の整備事業の推進	16	新しい美術館の整備事業の推進	・新しい美術館の整備事業 ・美術資料の収集等(館蔵品の充実、寄付収受事務、美術資料の調査研究等) ・展覧会事業	経済戦略局	任意			13.0	3,684,964				大阪全体の成長や都市魅力の創造に資する文化施設については、広域で実施。
7	文化振興(地域関連)	17	文化振興にかかる事務(基礎)	・創造を楽しむ元気な地域づくりの推進(文学碑記念の集いのみ) ・文化創造拠点ネットワーク形成事業(クラシック音楽普及促進事業) ・芸術文化創造都市の機能強化(プレーカープロジェクト)	経済戦略局	任意			1.3	22,449				地域に密着した文化事業であり、各特別区で判断の上実施。
		18	文化振興にかかる事務(基礎)	・文化創造拠点ネットワーク形成事業(芸術創造館管理運営業務)	経済戦略局	任意			0.6	39,203				地域に密着した文化施設であり、所在区において運営。
8	スポーツ振興(生涯スポーツ)	19	生涯スポーツ事業	・大阪ウォーク	経済戦略局	任意			1.0	5,000				より地域に密着した施策展開による生涯スポーツ振興の観点から、各特別区で判断の上実施。
		20	生涯スポーツ事業(基礎)	・「総合型地域スポーツクラブ」の創設及び活動に対する支援 ・学校体育施設開放事業 ・学校体育施設開放事業施設整備 ・スポーツ推進委員の採解及び活動支援(スポーツ基本法で言及あり) ・スポーツ推進審議会(スポーツ基本法で言及あり。市条例あり) ・市長杯各種大会 ・生涯スポーツ振興事業(市民レクリエーションセンター事業、スポーツボランティア事業など) ・オータムチャレンジスポーツ	経済戦略局	任意			12.5	244,039				より地域に密着した施策展開による生涯スポーツ振興の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人) 【人件費除く】	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
9	スポーツ振興 (地域関連)	21	競技スポーツ振興施策(基礎)	・姉妹都市・友好協力都市スポーツ交流事業 ・スポーツ拠点づくり事業(全日本少年剣道優勝大会) ・トップアスリートによる「夢・授業」 ・大阪市スポーツ少年団関係業務 ・世界陸上記念陸上競技フスタ ・競技力向上・都市魅力創造事業 ・プロスポーツ関係業務 ・大阪市姉妹都市ユースサッカー大会 ・JOCパートナーシップ事業 ・オリンピックデーラン	経済戦略局	任意			6.0	53,631				地域に密着したスポーツ施策であり、各特別区で判断の上実施。
10	スポーツ振興 (競技スポーツ)	22	競技スポーツ振興施策(広域)	・大阪ハーフマラソン ・社会人野球日本選手権 ・大阪市長杯・世界スーパージュニアテニス選手権大会 ・ビーチバレー大阪オープン ・大阪マラソン ・大阪国際トライアスロン ・中之島ダンスフェスティバル ・2019ラグビーワールドカップ ・オリンピックムーブメント関係業務 ・大阪市主催・共催以外の大会関係業務 ・国際競技等運営・活動経費	経済戦略局	任意			6.0	133,950				競技スポーツの振興については、広域的な集客や都市魅力創造の観点から広域で実施。 新たな大都市制度の下で、集客や都市魅力の創造を図れるよう施策を構築。
11	競技施設等の 運営管理(大規模公園内)	23	競技施設等の運営事業(広域) 【長居(東住吉区)・鶴見緑地(鶴見区)・大阪城公園(中央区)内 競技施設、修道館】	長居・鶴見・大阪城公園内競技施設・修道館を指定管理者制度により運営している。 (長居:陸上競技場、第2陸上競技場、球技場、相撲場、庭球場。鶴見:球技場、運動場、庭球場。大阪城:修道館、弓道場)	経済戦略局	任意			0.9	414,514				大規模公園と一体の競技施設については、当該公園の所管である広域で運営。
		24	スポーツ施設の補修(広域)	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 長居・鶴見緑地・大阪城公園内競技施設、修道館にかかる補修。(ただし、補修案件は年度によって大幅に異なることに留意が必要。)	経済戦略局	任意			0.7	329,196				大規模公園と一体の競技施設については、当該公園の所管である広域で運営。
12	大学等誘致	25	国内外の大学等の誘致推進	大阪市の活性化には知的生産力・創造力の強化が不可欠であり、大学が大阪市内に立地することは、高度で創造的な人材の育成や集積、産学連携による地元企業の活性化、市民への多様な教育機会の提供、イメージの向上、地元の雇用・消費の増加など、幅広い面で地域活性化に大きな役割を果たすため、大学等のニーズを継続的に把握し、助成制度を活用しながら誘致活動を行う。	経済戦略局	任意			0.2	0				国内外の大学等の誘致は大阪の成長戦略を進めるうえで重要であるため、広域で判断の上実施。
13	大阪ドーム	26	大阪ドームの公的部分等に対する助成	平成18年5月に本市とオリックス社と更生管財人との3者間で交わされた基本確認書に掲げるドーム機能並びに公共性の維持に関する条件をもとに、大阪への集客事業と公的施設(外周デッキ)の維持管理に関する補助を実施する。 H18に90億円で売却、10年間の譲渡制限、所有権取得後5年経過後は本市への寄付可	都市計画局	任意			0.9	124,254				大阪の魅力を創出・拡充し、大阪への集客の促進に寄与することを目的とした助成であり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
14	内部事務	27	庶務関係事務	庶務関係事務	経済戦略局	任意			107.2	488,231				各地方公共団体において実施する事務であるため、各特別区で実施。

〔8.まちづくり〕

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方	
											広域	特別区			
		各区	連携												
1	都市計画 (都市再生特別地区等)	1	都市計画決定に関する事務(道府県権限)	<ul style="list-style-type: none"> 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市施設や地域地区・地区計画等の都市計画決定に向け、関係者との調整、都市計画案の検討等の手続きなどを行う。 将来の各種都市施設(道路・公園・鉄道・駐車場等)についての具体的な対策を模索していくとともに、各種事業計画との整合性を勘案しつつ、その事業方法について検討を行う。 用途地域をはじめとする地域地区制度の活用にあたり、適切な土地利用規制誘導のための検討調査を行うとともに、必要な都市計画決定を行う。今後、土地利用動向調査等を踏まえ、全市を対象とした用途地域等の見直しを行っていく。 本市の産業基盤の拡充や経済活性化、或いは観光等の促進のために、市域に限らず関西圏を含めた交通体系の確立、広域幹線道路の整備・充実が重要であり、それにより物流ネットワークの促進や都心部における慢性的な渋滞対策につながるため、中長期的な観点から広域的な都市高速道路をはじめとした幹線道路の整備方策等について検討を行う。 	都市計画局	法令	政令市		2.4	4,666				<p>道府県・一般市の役割分担により、広域へ一体的な都市づくりに必要な権限を集約</p> <p>都市再開発方針等、道路・都市高速鉄道などの広域インフラ、広域が所管する事業(下水道等)に係る都市計画は広域が担う。</p> <p>成長に資する都市づくりを誘導するため、都市再生特別地区の権限を用いて広域が用途地域の規制を除外・緩和</p> <p>都市再生特別地区はH29年までの時限措置であることから、都市再生特別地区と同様の恒久的な制度を創設(法整備必要)</p> <p>都と区が両輪となり、都市計画を推進する必要があることから、都、区の都市計画に関わる調整システム(協議会等)を構築。</p>	
		2	都市再開発方針等関係業務	都市再開発方針等は、都市計画法における「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の中に含まれていたが、平成12年5月の同法改正に伴い、独立した都市計画として定めることとなった。都市再開発方針等の変更に向け、関係局や大阪府と調整を行う。	都市計画局	法令	政令市		0.2	0				<p>道府県・一般市の役割分担により、広域へ一体的な都市づくりに必要な権限を集約</p> <p>都市再開発方針等は都市計画の方向づけを行うものであり、広域で実施。</p>	
		3	流通業務市街地の都市計画に関する事務	流通業務市街地の整備及び必要な都市施設に係る都市計画の策定	都市計画局	法令	政令市		0.0	0					<p>中央卸売市場、トラックターミナルなど成長機能を有する施設が対象であり、都市交通の緩和、物流の効率化など、府域全体での視点から、配置等について検討する必要があることから、広域で実施。</p>
		4	都市計画審議会に関する事務(広域所管分)	都市計画法に基づき設置された大阪市都市計画審議会の運営	都市計画局	法令	政令市		0.1	898					<p>都市計画決定に関する事務の区分に依り、広域で実施。</p>
		5	都市計画アセス関連事務(法)(広域)	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 	都市計画局	法令	政令市		0.2	0				<p>都市計画決定に関する事務の区分に依り、広域で実施。</p>	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
		各区	連携											
		6	都市計画アセス関連事務(広域)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。	都市計画局	任意			0.1	0				都市計画決定に関する事務の区分に依り、広域で実施。
2	都市計画 (用途地域等)	7	都市計画決定に関する事務(一般市権限)	・都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市施設や地域地区・地区計画等の都市計画決定に向け、関係者との調整、都市計画案の検討等の手続きなどを行う。 ・将来の各種都市施設(道路・公園・鉄道・駐車場等)についての具体的な対策を模索していくとともに、各種事業計画との整合性を勘案しつつ、その事業方法について検討を行う。 ・用途地域をはじめとする地域地区制度の活用にあたり、適切な土地利用規制誘導のための検討調査を行うとともに、必要な都市計画決定を行う。今後、土地利用動向調査等を踏まえ、全市を対象とした用途地域等の見直しを行っていく。 ・本市の産業基盤の拡充や経済活性化、或いは観光等の促進のために、市域に限らず関西圏を含めた交通体系の確立、広域幹線道路の整備・充実が重要であり、それにより物流ネットワークの促進や都心部における慢性的な渋滞対策につながるため、中長期的な観点から広域的な都市高速道路をはじめとした幹線道路の整備方策等について検討を行う。	都市計画局	法令	一般市		9.6	18,665				道府県・一般市の役割分担により、各特別区は地域に身近なまちづくりに必要な権限を担う。 東京都が担う権限でも、用途地域、特定街区、再開発等促進区は各特別区で実施。 都と区が両輪となり、都市計画を推進する必要があることから、都、区の都市計画に関わる調整システム(協議会等)を構築。
		8	都市計画審議会に関する事務(特別区所管分)	・都市計画法に基づき設置された大阪市都市計画審議会の運営	都市計画局	法令	一般市		0.5	3,590				都市計画決定に関する事務の区分に依り、各特別区で実施。
		9	都市計画アセス関連事務(法)(特別区)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。	都市計画局	法令	一般市		0.9	0				都市計画決定に関する事務の区分に依り、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
			各区	連携										
		10	都市計画アセス関連事務(特別区)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。	都市計画局	任意			0.2	0				都市計画決定に関する事務の区分に依り、各特別区で実施。
3	都市計画企画立案支援	11	都市計画広報等連絡事務	都市計画広報資料作成のための情報収集、資料作成等連絡事務等を行う。	都市計画局	任意			0.4	3,035				各特別区における都市計画決定内容の広報事務は、各特別区で判断の上実施。
		12	大阪市統合型GIS運用促進事業に関する事務	全庁的に業務情報を共有並びに業務の連携を行う統合型GISプラットフォームを運用している。併せて、市民サービスの向上と積極的な情報公開を行うために市民向けのGISを運用している。	都市計画局	任意			2.8	49,997				地図情報の活用に向けた手段として、統合型GISを活用するかどうかは各特別区で判断の上実施。
		13	地域情報管理システム運営管理業務	都市計画基礎調査データをメッシュ化したデータの管理・提供を行っており、これらの成果をまちづくりの基礎資料として、土地利用計画、防災対策関連、交通計画等の策定時に活用している。また、地域・拠点開発情報の管理、情報提供も行なっている。このシステムを利用することによって、様々な情報の集計・分析・加工ができ、局内外の企画立案部門の計画支援に資することができる。	都市計画局	任意			0.8	7,664				各特別区において都市計画決定を行うことから、当該事務については各特別区で判断の上実施。
		14	地形図の更新・管理・活用等に関する事務	都市計画基図として利用する大阪地域の地形図について、概ね5年毎に更新を行う。また、作成した地形図データについて、市民向けに販売するとともに、市内部や他の行政機関等の業務に活用できるよう情報提供を行う。	都市計画局	法令	一般市			0.4	0			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		15	都市計画行政支援システムの運用管理に関する事務	<p>・都市計画行政支援システムのサブシステムである地形図管理基本システム、都市計画窓口システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。</p> <p>・地形図管理基本システムは、地形図データ、都市計画データ等を収集・分析・加工・編集・情報提供するシステムであり、大阪市地形図(1/2,500)、都市計画図、航空写真等をデジタルデータ化して管理し、職員の業務の効率化・高度化を図り、都市計画縦覧図(A2判)を出力し、市民の閲覧に供するものである。</p> <p>・都市計画窓口システムは、市民が都市計画縦覧図の閲覧及び都市計画事項の検索を容易に行えたとともに、コピーによる資料の持ち帰りも可能とするものである。</p>	都市計画局	任意			1.0	9,960				各特別区において都市計画決定を行うことから、当該事務については各特別区で判断の上実施。
4	住宅市街地の整備	16	市街地再開発事業に係る認可関連事務	「大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に基づいて実施する個人施行者や組合、再開発会社が施行する市街地再開発事業の認可等	都市整備局	法令	都道府県		1.0	0				市街地再開発事業の事業認可等は、地域に密着したまちづくり手法であり、都市計画決定された内容にあわせて実施するものであることから、各特別区で実施。 府内では特例条例で政令市まで権限移譲。
		17	再開発事業計画に係る認定関連事務	・都市再開発法に基づく再開発事業計画の認定、監督等	都市整備局	法令	特例市		0.0	0				市街地再開発事業の事業認可等は、地域に密着したまちづくり手法であり、都市計画決定された内容にあわせて実施するものであることから、各特別区で実施。 府内では特例条例で一般市まで権限移譲。
		18	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務(都心共同住宅供給事業の認定等)	・個人施行者や組合が実施する住宅街区整備事業の認可等 ・民間事業者等が実施する都心共同住宅事業の認定等	都市整備局	法令	特例市		0.0	0				地域における良好な住宅街区の形成や住宅の供給を促進する事業であることから、各特別区で実施。 住宅街区整備事業については、府内では特例条例で市町村まで権限移譲。
		19	防災街区整備事業に係る認可関連事務	「大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に基づいて処理する防災街区整備事業に係る認可、承認、届出受理、公告等	都市整備局	法令	都道府県		0.0	0				地域に密着した防災性向上に資するまちづくり手法であり、広域自治体の整備方針のもとで地域実情に応じて実施するものであることから、各特別区で実施。 府内では特例条例で政令市まで権限移譲。
		20	防災街区計画整備組合に関する認可関連事務	防災街区計画整備組合の設立や解散等の認可、監督などの事務。	都市整備局	法令	特例市		0.0	0				地域に密着した防災性向上に資するまちづくり手法であり、広域自治体の整備方針のもとで地域実情に応じて実施するものであることから、各特別区で実施。 府内では特例条例で市町村まで権限移譲。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		21	民間施行の土地区画整理事業に係る認可関連事務	・個人、土地区画組合及び区画整理会社の施行する土地区画整理事業の許認可関係業務	都市整備局	法令	特例市		1.8	0				地域に密着したまちづくり手法であり、都市計画決定された内容にあわせて実施することから、各特別区で実施。 府内では特例条例で市町村まで権限移譲。
		22	独立行政法人都市再生機構施行に係る土地区画整理事業の認可関連事務	・「大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に基づいて処理する独立行政法人都市再生機構施行の土地区画整理事業の認可業務など(換地計画の認可、換地計画の変更の認可、換地処分届出の受理、換地処分公告)	都市整備局	法令	都道府県		0.6	0				地域に密着したまちづくり手法であり、都市計画決定された内容にあわせて実施するものであることから、各特別区で実施。 府内では特例条例で大阪市に権限移譲。
		23	都市再開発法に係る事務(一般市権限分)	低層の木造建築物が密集し、生活環境や防災面で課題を抱える地区において、良好なまちづくりを進めるため、一般市町村の権限の範囲内で、民間施行による市街地再開発事業を誘導する。 また、施行中の民間施行の市街地再開発事業について、一般市町村の権限の範囲内で適切な指導・助言を行い、事業を円滑に遂行させて民間活力を活かした良好なまちづくりを進める。 そのほか、都市再開発法に基づく申請の受理等の法定事務を行う。	都市整備局	法令	一般市		1.0	360				地域に密着したまちづくり手法であり、都市計画決定された内容にあわせて実施する市街地再開発事業については、各特別区で実施。
		24	防災まちづくり計画関係業務	都市防災総合推進事業等の防災まちづくり計画関係業務について、関係部局と連携し、国土交通省等と調整を行う。 平成11年に策定した「防災まちづくり計画」で設定した「防災性向上重点地区」において、密集指標の見直しの必要性について検討する。	都市計画局	要綱等	一般市		0.7	0				防災性の向上は地域特性に合わせた課題抽出と対応策の立案・実施が必要であることから、各特別区で判断の上実施。
		25	住宅市街地総合整備事業等に係る事務	国の「住宅市街地総合整備事業」等を活用し、既成市街地における都市機能の更新等を図るため、住宅等の建設及び道路・公園などの公共施設整備等を総合的に行うものであり、これまで、桜之宮中野地区(都島区)、淀川リバーサイド地区(北区)、日本橋地区(中央区)、高見地区(福島区・此花区、H23年度未完了)などで事業を実施してきた。現在、残事業として、事業化に至らなかった未利用地の処分を進めるとともに、桜之宮中野地区事業において未買収となった土地については、建設局と連携しながら、市単独事業として用地買収・道路整備等を進めている。	都市整備局	要綱等	一般市		1.7	31,590				地域に身近なまちづくりであり、住民との調整も必要となることから、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で判断の上実施。 残事業(道路等整備事業分)については地域のまちづくりの管理から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		26	都市防災不燃化促進事業に係る事務	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域において、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を助成し、避難路沿道建築物の不燃化を促進する。	都市整備局	要綱等	一般市		0.9	43,231				住民の安全安心の確保を図る事務であり、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		27	地域連携による防災力向上支援事業に係る事務	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」(福島区・城東区・東成区・生野区・東住吉区・阿倍野区・天王寺区・西成区)において、地域住民と連携・協働し、狭あい道路の拡幅整備や主要生活道路の不燃化促進、地域の防災活動の場となるまちかど広場の整備を行うことにより、地域防災力の向上を図る。 特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地1,300haを優遇	都市整備局	要綱等	一般市		7.8	38,423				住民生活に影響の大きい、安全・安心の確保を図る事務であり、住民との調整も必要となることから、対象となる密集市街地が所在する各特別区で判断の上実施。
		28	住宅地区改良事業	【住宅地区改良事業】 住宅地区改良法に基づき、不良住宅が密集し、住環境や防災面で問題を抱えている地区(改良地区)において、不良住宅をすべて除却し、生活道路・児童遊園・集会所等を整備するとともに、従前居住者向けの住宅(改良住宅)を建設する事業である。現在、老朽住宅が建て詰まり、狭あい道路も多い西成地区のうち、特に老朽住宅が集中する長橋地区(1.6ha)・旭地区(1.2ha)において事業を実施している。 【未利用地の管理・活用業務】 事業収束済の改良地区において、未利用地の管理、暫定利用・処分などの活用業務を行っている。 事業期間：H27年度(ただし延長予定) 残事業費：57億円(住宅市街地総合整備事業関係含む)	都市整備局	法令	一般市		4.0	242,976				住民生活に影響が大きい、安全安心なまちづくりであり、住民との調整も必要となることから、各特別区で実施。
		29	防災街区整備事業に係る事務	「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、防災街区整備事業及び防災街区整備事業組合の認可に関する事務を行う。	都市整備局	法令	一般市		0.1	0				図書の縦覧や公告申請の受理及び公告の事務であり、住民に身近な窓口である各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		30	民間老朽住宅建替支援事業に係る事務	民間老朽住宅の自主更新を促進するため、全市域を対象に老朽住宅の所有者等に対して、建替相談やハウジングアドバイザーの派遣、建替建設費補助、従前居住者家賃補助、賃貸住宅建設資金融資等を行っている。また、防災性向上重点地区や優先地区においては、建替建設費補助等の要件緩和や補助率優遇を行うとともに、狭あい道路に面した敷地等における老朽木造住宅の除却費に対する補助を実施している。	都市整備局	要綱等	一般市		5.4	300,920				住民生活に影響の大きい、安全安心なまちづくりであり、住民との調整も必要となることから、住民に身近な各特別区で実施。
		31	生野区南部地区整備事業(住宅地区改良事業関係)に係る事務	住宅地区改良法に基づき、不良住宅が密集し、保安衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区(改良地区)において、不良住宅をすべて除却し、生活道路・児童遊園・集会所等を整備するとともに、従前居住者向けの住宅(改良住宅)を建設する事業である。現在、生野区南部地区(6.15ha)において事業を実施している。 事業期間: H31年度 総事業費: 327億円(住宅市街地総合整備事業関係含む)	都市整備局	法令	一般市		7.0	599,195				住民生活に影響の大きい、安全安心なまちづくりであり、住民との調整も必要となることから、住民に身近な、地区が所在する特別区で実施。
		32	生野区南部地区整備事業(住宅市街地総合整備事業関係)に係る事務	H6年度より、本市の密集住宅市街地整備のモデル事業として、老朽木造住宅が密集し、都市基盤が未整備な生野区南部の98.5haの区域において、民間老朽住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備の促進、まちかど広場の整備に加え、従前居住者向け住宅の建設と都市計画道路・都市計画公園等の公共施設整備を一体的に実施している。	都市整備局	要綱等	一般市		0.0	21,516				住民生活に影響の大きい、安全安心なまちづくりであり、住民との調整も必要となることから、住民に身近な、地区が所在する特別区で実施。
		33	土地区画整理事業に係る事務・事業管理事務	本市の施行する土地区画整理事業の実施に関わる ・進行管理事務 ・予算調整事務 ・法令審査事務 ・移転建築物等の補償審査事務 ・各種懸案問題の処理事務	都市整備局	法令	その他	地方公共団体 施行者	22.0	0				土地区画整理事業は地域のまちづくりに関する事業であり、住民に身近な各特別区で実施。
		34	土地区画整理事業に係る本市以外の施行者への協理事務	・組合施行の賦課金等の滞納処分事務 ・本市施行以外の事業に伴う書類の送付に係る公告事務	都市整備局	法令	一般市		1.0	0				土地区画整理事業は地域のまちづくりに関する事業であり、住民に身近な各特別区で実施。
		35	土地区画整理事業に伴う補償清算事務	本市施行の土地区画整理事業の換地処分後の ・清算金の徴収交付事務 ・所管用地の管理及び処分事務 ・道路・公園等の工事及び維持管理事務 ・公共施設・所管用地等の測量、移転補償事務	都市整備局	法令	その他	地方公共団体 施行者	35.0	266,587				土地区画整理事業は地域のまちづくりに関する事業であり、住民に身近な各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		36	組合等の土地区画整理事業の施行に係る技術的助言等事務	組合等の施行する土地区画整理事業の ・経由、縦覧、公告などの事務 ・事業を円滑に推進するための指導、監督、技術的助言事務	都市整備局	法令	一般市		1.7	0				土地区画整理事業は地域のまちづくりに関する事業であり、住民に身近な各特別区で実施。
		37	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の融資事務	・組合等の土地区画整理事業施行者が国から融資を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	一般市		0.0	0				土地区画整理事業は地域のまちづくりに関する事業であり、住民に身近な各特別区で実施。
		38	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の補助事務	・組合等の土地区画整理事業施行者が国から補助を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	一般市		0.0	0				土地区画整理事業は地域のまちづくりに関する事業であり、住民に身近な各特別区で実施。
		39	弁天町駅前活性化施設の整備に関する事務	・港地区復興土地区画整理事業の完了を記念し、地元地域と連携、調整しながら行なう施設整備事務(港区) 文化ホール等の複合施設整備を予定しており、基本構想策定などの業務あり	都市整備局	任意			1.4	0				港地区復興土地区画整理事業に係る事務であり、地区が所在する特別区で実施。
		40	土地区画整理事業に伴い整備された地域活性化施設の維持管理事務	・土地区画整理事業の完了を記念し整備された、湊町リバープレイス(浪速区)、アゼリア大正(大正区)、マリンテニスパーク北村(大正区)の管理運営事務	都市整備局	任意			0.6	16,287				震災復興土地区画整理事業湊町工区及び大正地区復興土地区画整理記念事業に伴い整備した施設に係る事務であり、施設が所在する特別区で実施。
		41	淡路駅周辺地区土地区画整理事業	・淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行事務(東淀川区) 事業期間: ~ H32年度 総事業費:368億円 残事業費:74億円	都市整備局	法令	その他	地方公共団体施行者	22.0	1,401,517				現在実施中の事業であり、地区が所在する特別区で実施。
		42	三国東地区土地区画整理事業	・三国東地区土地区画整理事業の施行事務(淀川区) 事業期間: ~ H32年度 総事業費:474億円 残事業費:278億円	都市整備局	法令	その他	地方公共団体施行者	38.0	2,029,426				現在実施中の事業であり、地区が所在する特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		43	都市再開発融資制度に係る事務	本市施行の市街地再開発事業によって建設される建築施設の部分を買い入れる者に必要な資金や、都市再開発事業の施行に伴い移転等に要する資金を融通することによって、市街地の再開発を促進させていくものであるが、民間金融システムの充実によりH19年度末をもって融資受付は廃止している。現在は、未償還分の預託事務を行なっている。なお、融資期間は最長で30年以内。	都市整備局	任意			0.3	2,484,770				市街地再開発事業等に関連してすでに融資したもののための預託等の事務であり、地域に身近な特別区で実施。
		44	阿倍野地区第二種市街地再開発事業	阿倍野再開発事業は、天王寺・阿倍野ターミナルの南西に広がる約28ヘクタール、権利者数3,000人以上を対象に昭和51年度から進めている第二種市街地再開発事業である。 土地の高度利用と都市機能の更新等を図ることを目的に、公共施設と再開発ビルを総合的に整備して安全で安心な住みよいまち、賑わいと魅力のあるまちの形成を図る事業である。 市街地再開発事業会計 事業費 246億円 一般会計繰入金 190億円	都市整備局	法令	その他	地方公共団体 施行者	22.0	0				地域のまちづくりに関する事務であり、地区が所在する特別区で実施。
5	景観行政	45	景観計画の策定及び景観計画に基づく行為の規制等関連事務	・良好な景観の形成を図るため、対象区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木の指定の方針などを定めた景観計画を策定する。 ・大規模建築物等について建築、又は外観に係る修繕等を行う場合、当該大規模建築物等の形態、意匠等について景観計画に基づき届出を行う。	都市計画局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	1.4	0				地域に身近なまちづくりであり、住民に近い各特別区が広域との調整のもと、景観行政団体となり実施。
		46	景観重要建造物等の指定関連事務	・景観計画区域内にある良好な景観形成に重要な建造物（建築物や工作物）を景観重要建造物として指定する。 ・景観計画区域内にある良好な景観形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定する。	都市計画局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.0	0				地域に身近なまちづくりであり、住民に近い各特別区が広域との調整のもと、景観行政団体となり実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		47	景観協定の認可関連事務	・景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により定められた協定について景観行政団体(大阪市)の長が認可を行う。	都市計画局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.2	0				地域に身近なまちづくりであり、住民に近い各特別区が広域との調整のもと、景観行政団体となり実施。
		48	景観整備機構の指定関連事務	・民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人等について、その申請により景観行政団体(大阪市)が景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける。	都市計画局	法令	その他	都道府県・政令市・中核市及び景観行政団体である市町村	0.1	0				地域に身近なまちづくりであり、住民に近い各特別区が広域との調整のもと、景観行政団体となり実施。
		49	わがまちナイススポットの発見(都市景観資源の発掘・活用)	・景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。	都市計画局	任意			1.0	2,460				地域と協働し、身近な地域の景観資源を発掘・活用する事業であり、すでに各区が事業に関与しているものでもあることから、住民に近い各特別区で実施。
		50	景観形成方策の推進	・アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観の形成に向け、地域の景観の向上と地域の特性を生かした都市景観をつくっていくことを目的として、景観計画及び景観形成推進計画に基づく施策の推進に向けた調査・検討を行う。	都市計画局	任意			1.3	10,234				地域にふさわしい景観の形成に向けた政策の企画立案は、地域実情をよく理解する各特別区で実施。
		51	建築美観誘導関連事務	・御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に関して、建築物・広告物の具体的な誘導基準(建築美観誘導基準、御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱)を定め、建築物の建築及び屋外広告物の設置など景観に配慮すべき行為が生じる際に、事業者からの事前協議の申出を受けるとともに、各基準に従った誘導を行っている。	都市計画局	任意			1.2	439				基準に従い景観を誘導する事務であり、住民に近い各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		52	魅力あるリバーフロント形成検討	・中之島から安治川を経て海にいたる「海の御堂筋」について、川沿いの建物所有者や企業・住民と協働し取りまとめた、「魅力あるリバーフロント形成に向けた基本方針」に基づいた取組みを推進していく。	都市計画局	任意			0.2	0				地域と協働し、身近な地域の景観を魅力あるものにするための事業であり、住民に近い沿川の各特別区で実施。
		53	御堂筋彫刻ストリートの推進	・大阪のメインストリートである御堂筋をアメリテイ豊かな芸術・文化軸として整備するため、沿道企業等から寄附いただいた彫刻作品を御堂筋に設置するとともに適切な維持管理を行う。また、市民の方々を対象として専門家による解説付きで鑑賞するガイドツアーを実施し、御堂筋の魅力を情報発信していくツールとして活用していく。	都市計画局	任意			0.3	4,513				地域の景観を形成する資源の維持管理であり、地域の資源の活用や御堂筋沿道企業との連携の観点から、彫刻が所在する特別区で実施。
		54	都市景観委員会	・都市景観の形成に関する技術的又は、専門的な事項について調査・審議することを目的とした大阪市都市景観委員会の運営を行う。	都市計画局	任意			1.1	2,984				地域にふさわしい景観の形成に向けた政策の企画立案に関連する事務であり、地域実情をよく理解する各特別区で実施。
		55	屋外広告物の許可に関する事務	良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、屋外広告業を営む者、広告主、施設管理者が掲出する広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置・維持について、規制を行っている。	建設局	法令	中核市		4.9	6,604				地域の景観形成や危険防止に資する事務事業であり、地域の実情に応じてきめ細かな対応ができる各特別区で実施。
		56	違反広告物対策事務	道路上の違反広告物のうち ・法令上即時撤去できない物件(店舗前等で管理されている置き看板等)については、設置している店舗等へ指導、啓発を行っている。さらに、その店舗等に広告物を配布しているメーカーやフランチャイズ本部等の広告主に対しても定期的に指導、勧告を行っている。 ・法令上即時撤去可能な物件(はり紙、道路上に管理されずに放置されているはり札、広告旗、立看板等)については、職員や施設管理者、委託業者、市民ボランティア「かたづけ・たい」が即時除却している。	建設局	法令	中核市		18.3	37,904				地域の景観形成や危険防止に資する事務事業であり、地域の実情に応じてきめ細かな対応ができる各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
6	建築基準法関係	57	建築基準法関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請及び計画通知の審査及び専門相談 ・建築物の許可及び認定 ・指定確認検査機関への調査報告書の交付 ・建築物に関する中間検査及び完了検査 ・違反建築物に対する措置 ・指定確認検査機関への立入り検査 ・建築物、建築設備に関する定期報告業務 ・条例の制定・改正 ・建築統計の作成 ・建築計画概要書の閲覧業務 ・道路判定、道路位置指定及び道路台帳の整備 ・建築審査会運営及び審査請求審理手続き 	都市計画局	法令	特定行政庁		53.6	76,726				<p>建築基準法に基づく確認等の事務であり、羈束裁量性が強く、住民の安心・安全や地域のまちづくりとも密接に関連することから、各特別区で実施。</p> <p>建物毎の容積緩和などでまちづくりを誘導する総合設計制度の認可基準は、広域的なまちづくりの観点で反映されるよう、区が広域と協議し作成。</p>
		58	建築基準法に関する任意事務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に関する各種情報提供や普及啓発 ・申請書の受付及び手数料の徴収 ・建築相談 ・「建築計画の事前公開制度に関する指導要綱」に基づく届出及び報告の受理 ・「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づく防災計画書の受付及び審査 ・「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づくCASBEE大阪みらい届出書の受理等 ・「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取り扱い要領」に基づく大規模建築物事前協議書の日影規制審査 	都市計画局	任意			8.6	25,702				行政指導の実効性確保のため、開発許可や建築確認と連動して各特別区で実施。
		59	民間開発に伴う手続き(大規模・地下街)	<p>< 民間開発に伴う交通処理計画の調整 > 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施(技術)基準」に基づき、建設計画区域の周辺の道路交通を悪化させることのないよう駐車施設等の確保について、事業者と事前協議を行う。</p> <p>< 大規模小売店舗立地法関連 > 大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通へ与える影響や、影響への対策について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮を行うよう、大規模小売店舗を設置する者と協議を行う。</p> <p>< 地下街連絡協議会 > 地下街の新設・改築や、地下街や地下鉄駅コンコース等と、他の建築物の地下階とを接続する場合には、防災、衛生、交通等総合的な観点から公共的利用の安全を確保するため、当該事業者と協議を行う。</p>	都市計画局	任意			0.4	0				地域に密着したまちづくり手法であり、行政指導の実効性の確保のため、開発許可や建築確認と連動することから、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		60	開発誘導行政の企画・指導等に関する事務	開発誘導行政に係る調査・立案事務、 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に関する関係事務(一定規模以上の建築物について公共施設等との均衡調整を図るため、関係局が連携して事業者と本市が事前協議を行う。)、 「建築物に付随する緑化指導」に関する関係事務(敷地面積500㎡以上で建築を行う場合、事業者と本市で事前協議を行い、敷地面積の3%以上の緑地確保を指導する。)、 「ワンルーム形式集合建築物指導要綱」関係事務(ワンルーム形式集合建築物を対象として、事業者と本市が計画と管理に関する事項について事前協議を行う。)、 「建築物における自転車駐車場の附置等に関する条例」関係事務(一定規模以上の集客施設、共同住宅における自転車駐車場の設置・管理に関する届出)、 住宅附置誘導関係事務(JR大阪環状線内側及びその周辺の対象区域内において、主用途が事務所又は店舗である建築物について住宅附置を誘導する。)、 建築誘導行政の企画・調整事務	都市計画局	任意			7.0	0				即地的かつ地域住民の生活に密着した地域のまちづくりに関する事務であり、その実効性の担保として建築基準法関連事務との連携もあることから各特別区で実施。
		61	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務(建築物関係)	建築物の計画について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に規定する建築物移動等円滑化誘導基準に適合する場合の認定事務。 バリアフリー法に基づく認定建築主等に対する改善命令。 バリアフリー法に基づく報告及び立入検査。	都市計画局	法令	所管行政庁		0.0	0				建築基準法関連事務の区分に依り、各特別区で実施。
		62	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する任意事務	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に規定する建築物に関する、工事着手前の事前協議、立入調査、勧告、公表事務。	都市計画局	任意			1.6	0				建築基準法関連事務の区分に依り、各特別区で実施。
		63	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく制限の緩和に関する事務	「大阪府福祉のまちづくり条例」第29条における制限の緩和についての認定事務	都市計画局	任意			0.5	0				地域のまちづくりに関する事務であり、建築基準法との関連も考慮し各特別区で実施。
		64	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物に係る事前協議等、立入調査、勧告及び公表等に関する事務	大阪府福祉のまちづくり条例第41条に基づく建築物に係る事前協議等、立入調査、勧告及び公表等に関する事務	都市計画局	任意			0.0	0				地域のまちづくりに関する事務であり、建築基準法との関連も考慮し各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		65	建設リサイクル法関係業務	一定規模以上の建築物の解体工事等を行う際に義務付けられる、建設資材の分別解体等に関する届出等。(認定道路工事は建設局へ届出)	都市計画局	法令	特定行政庁		2.6	1,566				建築基準法関連事務の区分に依い、各特別区で実施。
		66	省エネ法関係業務	一定規模以上の建築物の新築・増改築等を行う際に義務付けられる、建築物の省エネルギー措置に関する届出等。	都市計画局	法令	所管行政庁		2.3	1,335				建築基準法関連事務の区分に依い、各特別区で実施。
		67	都市の低炭素化の促進に関する法律関係業務	低炭素化のための建築物の新築等の計画が、エネルギーの使用の効率性等に関する法令の基準に適合している場合に、申請に基づいて認定を行う。 都市の低炭素化の促進に関する法律：平成24年12月4日施行	都市計画局	法令	所管行政庁		0.0	0				建築基準法関連事務の区分に依い、各特別区で実施。
		68	浄化槽法関係業務	浄化槽の設置等の際に設置者に義務付けられる届出。	都市計画局	法令	特定行政庁		0.0	5				建築基準法関連事務の区分に依い、各特別区で実施。
		69	防災再開発促進地区内の建替計画の認定等関連事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、防災再開発促進地区の区域内における建替計画の認定、延焼等危険建築物に対する除却の勧告等に関連する事務を行う。	都市計画局	法令	所管行政庁		0.0	0				建築基準法関連事務の区分に依い、各特別区で実施。
		70	防災再開発促進地区内の建替計画の認定等関連事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、防災再開発促進地区の区域内における建替計画の認定、延焼等危険建築物に対する除却の勧告等に関連する事務を行う。	都市整備局	法令	所管行政庁		0.0	0				建築基準法関連事務の区分に依い、各特別区で実施。
		71	防災再開発促進地区内の居住安定計画の認定及び避難経路協定の認可関連事務等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、防災再開発促進地区内における居住安定計画の認可及び避難経路協定の認可等に関連する事務を行う。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0				地域のまちづくりに関する事務であり、地域の実情を踏まえ各特別区で実施。
		72	防災再開発促進地区内の居住安定計画の認定及び避難経路協定の認可関連事務等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、防災再開発促進地区内における居住安定計画の認可及び避難経路協定の認可等に関連する事務を行う。	都市整備局	法令	一般市		0.0	0				地域のまちづくりに関する事務であり、地域の実情を踏まえ各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		73	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導及び耐震改修計画の認定等に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物の耐震診断・耐震改修の的確な実施を確保するため、特定建築物の所有者に対して必要な指導、助言、指示等を行う。 ・建築物の耐震改修をしようとする者が耐震改修計画の認定を受けようとするときに、その認定を行う。 ・建築物の耐震改修計画の認定を受けた者(認定事業者)がその計画の変更をしようとするときに、その変更の認定を行う。 ・認定事業者に対し、認定を受けた計画に係る計画に係る建築物の耐震改修の状況について報告を求める。 ・認定事業者が認定を受けた計画に従って耐震改修を行っていないと認めるときは、認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。 ・認定事業者が命令に違反したときは、耐震改修計画の認定を取り消す。 	都市整備局	法令	所管行政庁		0.3	2,500				建築基準法関連事務の区分に依り、各特別区で実施。 地域のまちづくりに関する事務であり、地域の実情を踏まえ、各特別区で実施。
		74	長期優良住宅認定制度に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、長期優良住宅建築等計画の認定を実施する。 	都市整備局	法令	所管行政庁		1.6	39				建築基準法関連事務の区分に依り、各特別区で実施。 地域のまちづくりに関する事務であり、地域の実情を踏まえ、各特別区で実施。
		75	大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に関する届出受理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりといった課題に対処するため、大阪府自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の敷地において建物建てる時に緑化を義務付け、基準に合う緑化計画書等の届出を義務付けている。 	建設局	任意			0.4	6,784				建築物の新築、増築の際に届出が生じる事務手続きであり、建築確認申請の事務手続きの所管に合わせ、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
7	開発指導	76	開発許可等に関する事務	都市計画法第29条及び同施行令第19条により、大阪市においては開発区域面積が500平方メートル以上の開発行為(建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと定められている。 法に定める開発許可要件に適合する開発許可申請に対する開発許可のほか、関連事務を行っている。 主な関連事務 開発許可を行った開発工事の検査、検査済証の発行、告示 敷地面積500平方メートル以上の建築確認申請前に、開発許可申請の有無に関わらず開発許可の対象となる開発行為を伴うか、開発許可が必要な開発行為か否かの判定 都市計画法第46条等に基づき開発登録簿の調整、閲覧、交付	都市計画局	法令	特例市		4.2	956				地域に密着したまちづくりに関連する事務であることから、各特別区で実施。
		77	開発審査会に関する事務	都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決等	都市計画局	法令	特例市		0.5	413				地域に密着したまちづくりに関連する事務であることから、各特別区で実施。
		78	宅地造成工事規制区域に関する事務	開発許可関連の宅地造成工事規制区域及び造成工事に係る許認可事務等。	都市計画局	法令	特例市		0.0	0				地域に密着したまちづくりに関連する事務であることから、各特別区で実施。 府内では特例条例で市町村まで権限移譲。
		79	造成宅地防災区域に関する事務	開発許可に関連する造成宅地防災区域の造成工事に係る許認可事務等	都市計画局	法令	特例市		0.0	0				地域に密着したまちづくりに関連する事務であることから、各特別区で実施。 府内では特例条例で市町まで権限移譲。
		80	独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構の開発における協議に関する事務	独立行政法人鉄道建設・運輸鉄道建設・運輸施設整備支援機構が特例業務を行う場合において市街化区域又は市街化調整区域で開発行為を行う時の協議。	都市計画局	法令	特例市		0.0	0				地域に密着したまちづくりに関連する事務であることから、各特別区で実施。
		81	土地区画整理法による建築物等の規制	事業者が土地区画整理事業施行区域内で、事業の施行に障害となるおそれがある建築行為等を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける。	都市計画局	法令	一般市		0.2	0				土地区画整理事業への影響がない場合に許可する事務であり、建築確認や土地区画整理事業の許認可を所管する各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		82	都市再開発法による建築物等の規制	都市再開発事業施行区域内で、事業の施行に障害となるおそれがある行為や建築物・工作物の新築、増築等を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0				市街地再開発事業への影響がない場合に許可する事務であり、建築確認や土地区画整理事業の許認可を所管する各特別区で実施。
		83	優良宅地・優良住宅の認定事務	土地の投機的取引を抑制するために、法人等の土地の譲渡益に対しては重課の措置が採られているが、昭和48年に公布された租税特別措置法により、優良な宅地及び住宅の供給を阻害しないように、一定の基準に適合する優良宅地・優良住宅の譲渡益に係る課税の一部が免除される。その優良宅地・優良住宅の基準に適合しているかどうかの認定を行っている。 (租税特別措置法に基づき市長の事務とされた認定事務のみ)	都市計画局	法令	一般市		0.0	3				開発許可や建築基準法等の一定の基準への適合性を審査するものであり、開発許可や建築基準法を所管する各特別区で実施。
		84	「大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に基づく優良宅地・優良住宅の認定事務	府条例(大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例)に関する事務 土地の投機的取引を抑制するために、法人等の土地の譲渡益に対しては重課の措置が採られているが、昭和48年に公布された租税特別措置法により、優良な宅地及び住宅の供給を阻害しないように、一定の基準に適合する優良宅地・優良住宅の譲渡益に係る課税の一部が免除される。その優良宅地・優良住宅の基準に適合しているかどうかの認定を行っている。 (租税特別措置法に基づき都道府県知事の事務とされた認定事務のみ)	都市計画局	法令	都道府県		0.0	3				開発許可や建築基準法等の一定の基準への適合性を審査するものであり、開発許可や建築基準法を所管する各特別区で実施。 府内では特例条例で市町村まで権限移譲。
		85	独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業に関する建築行為等の許可	府条例(大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例)に関する事務 独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業施行区域内で、事業の施行に障害となるおそれがある建築行為等を行う場合、建築確認申請前に市長の許可を受ける。	都市計画局	法令	都道府県		0.0	0				土地区画整理事業への影響がない場合に許可する事務であり、建築確認や土地区画整理事業の許認可を所管する特別区で実施。 府内では特例条例で市町村へ権限移譲。
		86	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づく路外駐車場の届出協議を行う。	都市計画局	法令	一般市		0.2	0				法律に基づく事前協議事務であり、事業者に身近な各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
			各区	連携										
		87	緑化業務(基礎・法定)	(目的) 良好な市街地の形成を図り、開発区域内の一定水準以上の機能を有することを担保するという趣旨から、都市計画法において、開発許可を申請しようとする者は公共施設の管理者の同意を得なければならないとしている。そのため、都市計画法第32条に基づき、一定規模以上の開発行為に対し、公園及び緑地を確保するよう指導及び協議を行うものである。 (協議対象) ・開発事業者 (サービスの対象者) ・市民をはじめ、都市生活を行う全ての人 (事務事業の概要) ・都市計画法第32条の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際の緑化指導・同意協議	建設局	法令	一般市		0.2	0				身近な生活環境向上に資する事務であり、地域の実情や住民ニーズに応じて細やかな対応ができる各特別区で実施。
		88	建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する業務	大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づき、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出の受理、報告若しくは資料の徴収及び立入調査若しくは質問に関する事務を行っている。 この条例は、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出について必要な事項を定めるとともに、その届出に係る情報を基に事故の原因を明らかにし、事故に関する情報の共有化を図るために必要な措置を講ずることにより、事故の再発及び同種の事故の発生を防止し、もって府民生活の安全の確保に資することを目的とする。	都市計画局	任意			0.2	112				住民の安全・安心の確保に係る事務であり、より身近な各特別区で実施。
		89	駐車施策に関する事務(指導協議事務)	・「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」や「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」を定め、一定規模以上の建築物を建築等する際に事業者等と駐車場設置の指導や協議により、路上駐車を防止し良好な都市環境の改善に取り組む。 ・「大規模小売店舗立地法」に基づく駐車場設置に関する協議を行う。 ・「大阪市ひとにやさしいまちづくり要綱」に基づく駐車場()設置に関する協議を行う。 駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない建築物以外の路外駐車場(機械式を除く)	都市計画局	任意			1.0	0				建築主からの申請を受け、周辺状況を把握し、たうえで附置義務条例や指導要綱等の基準に適合するかどうかを判断する観点から、各特別区で実施。
8	開発指導 (府県をまたがる大規模なもの)	90	宅地事業開発計画の認定に関する事務	・宅地事業開発計画の認定に伴う国に対する意見提出 ・計画の認定をした旨の国土交通大臣の通知の受理	都市計画局	法令	政令市		0.0	0				府県をまたがる大規模な住宅団地の計画の認定に関する事務であり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
9	広域計画(振興拠点地域基本構想)	91	振興拠点地域基本構想に関する事務	人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、人口及びこれらの機能が特定の地域に過度に集中することなくその全域にわたり適正に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土の形成を促進し、もつて住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とし、基本構想の作成にあたり本市意見を計画に反映させ、本市の施策の推進を図る。	都市計画局	法令	中核市		0.0	0				成長戦略に資するまちづくりの観点から広域で実施。
10	広域計画	92	国土利用計画広域計画関連事務	国土利用計画(都道府県計画)の策定過程において、本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情を踏まえた関係団体としての意見表明は各特別区で実施。
		93	広域圏計画関係事務	国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進し、安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とし、国土形成計画(広域地方計画関係)の策定過程において、策定組織への参画などにより本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情を踏まえた関係団体としての意見表明は各特別区で実施。
		94	近畿ブロックの社会資本整備重点方針関連事務	地方ブロックの社会資本の重点整備方針策定に向けて、本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市		0.0	0				地域の実情を踏まえた関係団体としての意見表明は各特別区で実施。
11	地価監視(国土利用計画法等)	95	土地利用審査会に関する事務	国土利用計画法第39条及び第44条の規定により、都道府県及び政令市に土地利用審査会を設置する。 委員7人で組織することとされており、議会の同意を得て任命を行う。 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。 (委員会に意見を聴く必要がある場合) ・規制区域外の土地取引に対する勧告を行おうとする場合。 ・遊休土地の利用促進のための勧告を行おうとする場合。 ・注視区域・監視区域の指定・解除を行おうとする場合。 ・投機的取引の中止勧告を行おうとする場合。	都市計画局	法令	政令市		0.1	146				監視区域等の指定による土地利用規制等については、大阪全体の地価動向を勘案して総合的に判断する観点から、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方	
											広域	特別区			
												各区	連携		
		96	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条の2において、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区等において、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するよう努めるものとされている。	都市計画局	法令	政令市			0.0	0				監視区域等の指定による土地利用規制等については、大阪全体の地価動向を勘案して総合的に判断する観点から、広域で実施。	
		97	多極分散型国土形成促進法に係る振興拠点区域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するよう努めるものとされている。	都市計画局	法令	政令市			0.0	0				監視区域等の指定による土地利用規制等については、大阪全体の地価動向を勘案して総合的に判断する観点から、広域で実施。	
		98	地方拠点都市施設の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に係る指定地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するよう努めるものとされている。	都市計画局	法令	政令市			0.0	0				監視区域等の指定による土地利用規制等については、大阪全体の地価動向を勘案して総合的に判断する観点から、広域で実施。	
		99	大阪湾臨海地域開発整備法に基づき監視区域の指定に関する事務	大阪湾臨海地域及び関連整備地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するよう努めるものとされている。	都市計画局	法令	政令市			0.0	0				監視区域等の指定による土地利用規制等については、大阪全体の地価動向を勘案して総合的に判断する観点から、広域で実施。
		100	被災市街地復興特別措置法に基づき監視区域の指定に関する事務	被災市街地復興特別措置法に被災地復興推進地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するよう努めるものとされている。	都市計画局	法令	政令市			0.0	0				監視区域等の指定による土地利用規制等については、大阪全体の地価動向を勘案して総合的に判断する観点から、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		101	国会等の移転に関する法律に基づく監視区域の指定に関する事務	国会等の移転に関する法律第19条第2項に規定する現地調査を行う区域又は候補地の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域として指定するものとされている。	都市計画局	法令	政令市		0.0	0				監視区域等の指定による土地利用規制等については、大阪全体の地価動向を勘案して総合的に判断する観点から、広域で実施。
		102	租税特別措置法に基づく審査証明事務	土地譲渡益重課税制度の適用除外要件のひとつである価格審査を行うもの。 ただし、重課税制度そのものが、平成25年12月31日まで停止されているため、その間には実務が発生しない。	都市計画局	法令	政令市		0.0	0				譲渡価格等の確認申請については、大阪全体の地価動向を勘案して総合的に判断する観点から、広域で実施。
		103	土地取引の制限届出等に関する事務	国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく、土地取引に係る事後届出に係る利用目的審査、助言、勧告等 上記届出にかかる価格審査 上記届出後、2年を経過したものに係る利用状況を調査し、遊休土地と認められるものについての通知、助言、勧告等	都市計画局	法令	政令市		1.3	1,374				事後届出による審査であり、適否の判定が早く、手続き期間の短縮が図れる観点で住民に身近なところで行うべきだが、単なる届出にとどまらず審査を行うものであることから、権限は広域で実施。 府内では特例条例で市町村まで権限移譲。
		104	国土利用計画法に基づく注視区域・監視区域に関する事務	地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域にかかる注視区域・監視区域の指定及び解除。 注視区域又は監視区域を指定した場合の区域内の届出にかかる土地利用目的及び予定対価にかかる審査、通知、助言、勧告等。	都市計画局	法令	政令市		0.0	0				監視区域等の指定による土地利用規制等については、大阪全体の地価動向を勘案して総合的に判断する観点から、広域で実施。
12	地価監視 (届出受理・情報提供)	105	国土利用計画法の施行に関する事務(一般市)	国土利用計画法(国土法)に基づく2000㎡以上の土地取引についての届出にかかる府への經由事務。(当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出ることとされている。)	都市計画局	法令	一般市		0.0	0				土地所在地の長を経由し届け出るものであり、届け出の窓口が身近にあることが望ましいことから、各特別区で実施。
		106	土地情報の提供に関する事務	地価公示(国土交通省)、地価調査(都道府県)等の公的地価評価の結果について、GIS(マップナビおさか)を利用して、市内の情報を提供。 地価公示、地価調査等の調査結果について、市内の情報を取りまとめ、ホームページや窓口において情報提供。	都市計画局	任意			0.9	0				住民・事業者に必要な情報は身近なところで入手できるのが望ましいことから、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
13	用地買収申し出対応	107	生産緑地法による照会及び回答に関する事務	生産緑地について、都市計画法の規定による告示日から30年を経過した際、あるいは主たる従事者が死亡または故障した際、その所有者が市長に対し買い取り申請を行った場合、経済局からの依頼に基づき事業主管局に照会を行い、買い取りの有無を決定し、1ヶ月以内に申出者にその旨を通知するとともに、経済局へ結果を通知する。	都市計画局	法令	一般市		0.2	0				住民からの届出を受けて、当該土地の必要性について判断する業務であり、所有者や当該土地と近いところで行う観点から、各特別区で実施。
		108	公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務	公拡法に基づき、都市計画施設等の区域内にかかる200㎡以上の土地又は市街化区域内の5,000㎡以上の土地を有償譲渡しようとする場合の届出や、都市計画区域内の200㎡以上の土地の買取申請を受理し、当該土地についての買取の有無を決定し、3週間以内に届出(申出)者にその旨を通知する。	都市計画局	法令	一般市		0.8	0				地域の秩序ある整備を促進するための事務であり、届け出は身近なところで受理することが望ましいことから、各特別区で実施。
14	広域的な交通基盤の整備	109	鉄道整備連絡事務	・交通結節機能高度化構想の作成、国土交通大臣への協議、その同意 ・同意を得た交通結節機能高度化構想の変更しようとするときの国土交通大臣の同意 ・協議会を組織しようとするときの公表 ・交通結節機能高度化構想の提案受付、受付時の協議をするか否かについて、遅滞ない公表	都市計画局	法令	政令市		0.0	0				広域都市基盤としての都市鉄道ネットワークに関する事務であり、広域都市基盤を府域を超えて計画する観点から、広域で実施。
		110	高速道路に関する事務	・高速道路の新設又は改築に係る同意等 ・同法第3条第1項の許可後の高速道路の路線名、新設又は改築に係る工事の内容、料金の額及びその徴収期間を変更にかかる道路管理者の同意、及び、道路管理者である地方公共団体の議会の議決。 ・高速道路の新設又は改築に係る通知の受理 ・会社の行う工事の廃止に係る通知の受理	都市計画局	法令	政令市		0.2	0				広域インフラとしての高速道路ネットワークに関する事務であり、広域で実施。
		111	阪神高速道路関係事務	・阪神高速道路株式会社が大阪地区で行う道路建設等に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資 ・阪神高速道路株式会社の株主総会等への出席等を通じて同社の経営を監視 出資金額:1,013億円 貸付金額:8,259万円 (H23年度末)	都市計画局	法令	その他	国及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第1条第2号に規定する地方公共団体	0.1	3,338,166				広域インフラとしての高速道路に関する事務は広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		112	本州四国連絡高速道路関係事務	・本州四国連絡橋建設債務償還に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資 ・本州四国連絡高速道路株式会社の株主総会等への出席等を通じて同社の経営を監視	都市計画局	法令	その他	国及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第1条第3号に規定する地方公共団体	0.1	196,800				広域インフラとしての高速道路に関する事務は広域で実施。
		113	民間開発に伴う手続き(鉄道)	・鉄道線路は原則として道路に敷設してはならないが、都市部で新たに鉄道線路専用の敷地を確保することが困難な状況も想定されるため、「国土交通大臣の許可を受けた時は、この限りではない」(鉄道事業法第61条第1項)とされている。 ・許可に当たっては、道路に敷設する路線が道路管理上支障を及ぼさないことが必要であり、都道府県知事が道路の管理者の意見を聞くこととされている。(鉄道線路の道路への敷設の許可手続きを定める政令第2条) ・当該事務は、上記手続きに当たって関係機関等との協議・調整を行うものである。	都市計画局	任意			0.1	0				都市高速鉄道に関する都市計画決定権者として、道路管理者と調整する業務であり、広域で実施。
		114	北陸新幹線・リニア中央新幹線促進関連事務	北陸新幹線及びリニア中央新幹線の大坂までの早期全線整備等について、関係機関と連携し、国等関係先に働きかける。	都市計画局	任意			0.5	450				大阪府域を超えての広域インフラに関する事務であり、広域で実施。
		115	鉄道整備連絡事務(新)	リニア中央新幹線や現在建設中の大阪外環状線を始めとした近畿地方交通審議会答申第8号に位置付けられている路線等に関して、国・鉄道事業者等の協議やその資料の作成等に必要なる事務	都市計画局	任意			1.0	671				広域インフラに関する事業であり、府域を超えて考える観点から、広域で実施。
		116	関西空港関連事業	関西国際空港の整備を行う会社に対し、建設資金等の出資・貸付を行うほか、関西国際空港の集客・利用促進や関西国際空港の国際拠点機能の強化を図られるよう国等に対して要望活動を実施している。 出資金額:450億円 貸付金額:241億円(H23年度末)	都市計画局	法令	一般市		1.2	247				広域都市基盤に関する事業であり、府域を超えて考える観点から、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
			各区	連携										
		117	MDCへの公的施設管理運営補助	大阪市特定団体経営監視委員会(現、経営監視会議)に諮りながら、大阪シティエアターミナルビルの持つ公共性維持と運営会社(MDC)の経営の安定化を図るため、MDCへの公的施設の管理運営補助を実施する。	都市計画局	任意			0.8	399,000				関西国際空港や大阪国際空港からのリムジンバス、全国主要都市との都市間交通バスが発着する公共バスターミナルの管理運営のためのものであり、大阪の集客の促進に寄与することから、広域で実施。
15	地域交通政策	118	大阪外環状線の建設促進関連事務	本事業は、現在の城東貨物線の施設や用地を活用しながら複線化・電化を行うとともに、新大阪駅に至る連絡線を新設し、新大阪から大阪東部地域を経てJR関西線久宝寺駅に至る旅客線・大阪外環状線(延長約20.3km)を整備するものである。本事業について、関係各所との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図る。また、整備事業者である大阪外環状鉄道(株)に対し、出資等を行う。 出資金額:42億円 補助金額:30億円 貸付金:101億円(H23年度末)	都市計画局	要綱等	一般市		2.0	1,110,800				沿線の地方公共団体が受益者負担の観点から実施しており、沿線の各特別区で実施。
		119	鉄道の安全性の向上関連事務	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道駅耐震補強事業について、鉄道事業者等と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して、助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市		0.4	60,834				地域住民に身近な部分での安全性の向上であり、各特別区で実施。
		120	交通政策関連事務(バス・基礎)	目的 地域住民の日常生活に必要な乗合バス(「コミュニティ系バス」)サービスのうち、一定の需要が見込まれるものなどについて、その運行の維持に必要な経費の一部を助成することにより、バス交通の確保に努めている。 対象者 コミュニティ系バス運行事業者	都市計画局	任意			1.0	1,513,422				地域住民に身近な交通政策に関する事務であり、住民に近いところで行う観点から、各特別区で判断の上実施。
		121	交通政策関連事務(バス・広域)	バス利用促進やバスサービスの改善等のバス交通の活性化方策についての検討を行う。また、路線バスの利便性及び安全性の向上、並びに利用環境改善の促進等を図るため、事業者との調整を行う。	都市計画局	任意			0.2	0				バス交通は、地域住民の足となることから、各特別区で判断の上実施。
		122	駐車施策に関する事務(検討調査)	高齢化社会の到来やEVの普及など、車を取り巻く環境が大きく変化し、大都市大阪の将来像「自動車抑制し、都心部を人に開放する、歩いて楽しい都市」を目指す中で、総合的な駐車施策の立案に関する検討調査を行う。	都市計画局	任意			0.2	3,000				地域的な課題である駐車問題に対する検討にかかる業務であり、地域に身近な各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規) 【人件費除く】	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		123	交通政策関連事務(駐車対策推進)	<p>【迷惑駐車防止のための広報啓発】 ・迷惑駐車防止に関する施策を推進するため制定した「大阪市迷惑駐車防止に関する条例」に基づき、ホームページ等により市民・事業者に駐車場情報を提供し、広報することにより、迷惑駐車追放の推進を図る。</p> <p>【民間駐車場建設資金融資制度】 ・民間での駐車場建設及び民間賃貸共同住宅の駐車場建設を促進し、道路交通の円滑化や都市機能の向上、また居住環境の向上等を図ることを目的に、駐車場及び賃貸共同住宅の入居者の駐車場の建設に必要な資金の一部を低利で融資する。 ・平成15年度から新規融資の申込受付は休止しており、現在、事務としては、既存融資に係る銀行への年度ごとの預託に関するものが中心となる。</p>	都市計画局	任意			0.6	17,355				地域課題の解決を図るため、住民に近いところで事務を行う観点から、各特別区で実施。
		124	交通戦略のあり方検討調査	<p>少子高齢化や地球環境問題の顕在化などの社会状況の変化に対応した、利便性の高い都市交通を有するまちの実現に向けて、鉄道やバスといった公共交通機関に関する施策や自動車利用者の交通行動の転換を促す施策(TDM)などの各都市交通に関する施策について総合的な検討を行う。</p> <p>平成24年度については、都心部の自動車交通を抑制する道路ネットワークのあり方の検討や、鉄道やバスの公共交通について、今後のあり方や利便性の向上、利用促進の施策の検討を行う。</p>	都市計画局	任意			1.4	5,000				地域で必要となる交通戦略の検討は、各特別区で判断の上実施。
		125	総合交通対策関係事務(新)	<p>都市交通の総合的な施策を策定し、もって良好な生活環境及び円滑な都市活動に適合した都市交通機能を向上させるための施策を推進するための事務</p> <p>実態上の事務は庶務事務(備品等)</p>	都市計画局	任意			0.2	2,075				地域における交通政策の企画調整を行うものであり、各特別区で判断の上実施。
		126	バリアフリー基本構想による移動等円滑化の推進	<p>移動等円滑化基本構想を策定し重点整備地区の設定を行い、鉄道駅舎、駅前広場、主要な経路となる道路及び信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を図る。</p> <p>重点整備地区25か所</p>	都市計画局	法令	一般市		1.5	5,000				身近な地域のまちづくりであり、住民生活に密接に関連するものであることから、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		127	交通バリアフリー化の推進	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。	都市計画局	任意			1.5	0				住民生活に密接するものであり、駅周辺の状況を踏まえる必要があることから、各特別区で判断の上実施。
		128	モビリティ・マネジメントの推進(港区)	港区では国道43号沿道環境の改善に向けたソフト対策として、行政や産業界、高速道路会社などからなる「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト検討会」を立ち上げ、区民や事業者を対象に、公共交通機関の利用促進や自動車利用の抑制、エコドライブの促進、環境学習、事業所意見交換会などの各種モビリティ・マネジメント施策を実施している。	都市計画局	任意			0.4	0				地域固有の課題解決を図る事業であり、住民とも連携して取り組むことから、地域の所在する特別区で判断の上実施。
		129	民間開発に伴う手続き(バス)	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業計画と都市基盤整備との整合性を図るとともに、地域住民の生活上の便益を確保する観点から、本市に係る一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について、本市の意見を述べる。	都市計画局	法令	一般市		0.1	0				地域住民の生活上の便益を確保する観点から、各特別区で実施。
		130	駐車場法に関する事務	「駐車場法」に基づく路外駐車場の届出協議を行う。	都市計画局	法令	一般市		0.4	0				駐車場管理者からの届け出を受け、周辺状況を把握したうえで駐車場法の基準に適合するかを判断する事務であり、各特別区で実施。
16	成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり	131	グランドデザイン・大阪の推進	2050年を目標に、大都市・大阪の都市空間の姿を示すとともに、創造的な人材が集積し、住み、働き、楽しみとなる魅力・環境を備えた大都市・大阪をめざすため、府市統合本部の下で平成24年6月に策定した「グランドデザイン大阪」の実現に向け、府及び関係部局と連携しながら検討・協議・調整等を行う。	都市計画局	任意			0.8	0				成長に資するまちづくりビジョンの推進・実現に向けた検討・協議・調整等であるため、大阪全体を考慮する観点から広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		132	うめきた地区開発関連事務	<ul style="list-style-type: none"> ・うめきた地区の開発では、人、情報、知識が集積し交流する知的創造拠点(ナレッジ・キャピタル)の形成を図るとともに、大阪の新しい顔にふさわしい風格ある景観、潤いと水と緑豊かな都市環境の創出をめざしている ・先行開発区域については、平成25年4月のまちびらきをめざしてプロジェクトが進められているが、エリアマネジメントなど公民連携したまちづくりを推進する。 ・2期開発区域の土地利用の方向性や基盤整備については、広域的な都市機能の観点も含めて、今後、議論が必要となっており、民間提案を受け、創意に富んだ、実効性のある開発計画について検討を進める。 	都市計画局	任意			6.0	42,083				大阪の成長戦略を進める拠点整備の検討であり、広域で実施。
		133	大阪駅北地区等における土地区画整理事業に関する検討事務	大阪駅地区西側エリア(約21ha)が緑地などを含めた多様な土地利用が可能となるような整備手法について、計画検討、関係機関等との調整協議事務を行う。	都市整備局	任意			0.9	0				大阪の成長戦略を進める拠点であるうめきた2期の検討に運動することから、広域で実施。
		134	都市再生緊急整備地域に関する業務	都市再生緊急整備地域にかかる施策・事業の取りまとめや進捗管理を行う。また、平成24年1月に国から特定都市再生緊急整備地域として指定を受けた「大阪駅周辺地域」及び「咲洲コスモスクエア駅周辺地域」について着実な都市再生と都市魅力の向上に向け、協議を行うとともに、規制の特定措置等を活用した事業の着実な実施を図る。	都市計画局	法令	一般市		0.4	5,000				大阪の成長戦略を進めるうえで重要となる拠点開発であり、広域で実施。
		135	夢洲・咲洲地区の開発に関する業務(都市再生特別措置法)	<ul style="list-style-type: none"> 成長著しい南・東アジアとの交流・交易拠点として高いポテンシャルを有する大阪湾岸部の中心に位置する「夢洲・咲洲」にて、地域そして国の発展を牽引する拠点形成をめざしている。 この実現に向け、大阪市・大阪府・経済団体が協働して企業誘致に取り組むとともに、咲洲コスモスクエア地区に立地する企業・大学等との連携強化を図りながら、公民協働で地区の活性化及び魅力向上に取り組んでいる。 また、これらに加えて、環境・エネルギー分野の更なる企業集積や国際会議、展示会、ビジネス・ツアーの実施等のMICE機能の強化に向け、取り組みを進めている。 	都市計画局	法令	一般市		1.5	1,592				成長に資するまちづくりの観点から広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		136	夢洲・咲洲地区の開発に関する業務(総合特別区域法)	成長著しい南・東アジアとの交流・交易拠点として高いポテンシャルを有する大阪湾岸部の中心に位置する「夢洲・咲洲」にて、地域そして国の発展を牽引する拠点形成をめざしている。 この実現に向け、大阪市・大阪府・経済団体が協働して企業誘致に取り組むとともに、咲洲コスモスクエア地区に立地する企業・大学等との連携強化を図りながら、公民協働で地区の活性化及び魅力向上に取り組んでいる。 また、これらに加えて、環境・エネルギー分野の更なる企業集積や国際会議、展示会、ビジネス・ツアーの実施等のMICE機能の強化に向け、取組みを進めている。	都市計画局	法令	一般市		1.0	1,592				成長に資するまちづくりの観点から広域で実施。
		137	新大阪・淡路周辺地区まちづくりの検討	阪急電鉄の新大阪連絡線(新大阪～淡路間)鉄道免許の廃止(平成15年3月)に伴う跡地利用や跡地周辺のまちづくりについて、関係者と調整を行う。	都市計画局	任意			0.1	0				グランドデザイン大阪における鉄道ネットワークの中で位置づけのある「十三～新大阪～淡路連絡鉄道」と関連する地区であることから、広域で実施。
17	地域まちづくり	138	中之島地区のまちづくりの推進に関する事務	主として次の事項に関して、本市関係部局及び各施設管理者や、民間事業者等との協議、調整業務を担う。 ・地区全体の地権者から成る「中之島まちみらい協議会」の窓口となり、公民一体となったまちづくりの推進。 ・中之島地区における民間開発の誘導により、緑道等歩行者ネットワークの形成や広場等オープンスペースを確保し、にぎわいやゆとりを感じさせる魅力的な都市空間の形成。	都市計画局	任意			0.4	87				成長戦略やグランドデザインと関連するものであっても、すでに定まっている大きな方向のもとで、具体的に地域や関係者と調整を行っているものであり、すでに民間事業者の事業の大半が実施されていることから、地区の所在する特別区で実施。
		139	西梅田地区周辺開発の推進	西梅田地区では、土地区画整理事業による都市基盤整備とともに、都市計画手法を活用して大阪駅前にはふさわしい文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な都市空間が民間開発により形成されてきた。平成20年には地区に隣接してリーゼタワーが竣工し、現在も大阪中央郵便局についても、建替えに向け取り組んでいるところである。今後も引き続き、西梅田地区周辺において、民間事業者と連携調整しながら、活力と魅力あるまちづくりを推進していく。	都市計画局	任意			0.8	0				成長戦略やグランドデザインと関連するものであっても、すでに定まっている大きな方向のもとで、具体的に地域や関係者と調整を行っているものであり、すでに民間事業者の事業の大半が実施されていることから、地区の所在する特別区で実施。
		140	中之島西部地区開発の推進	都市再生緊急整備地域内に位置しながら、大規模な低未利用地が多い中之島西部地区について、民間地権者と連携調整しながら実現可能な開発計画案を検討し、中之島にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成を誘導していく。	都市計画局	任意			0.8	3,000				成長戦略やグランドデザインと関連するものであっても、すでに定まっている大きな方向のもとで、具体的に地域や関係者と調整を行っているものであり、すでに民間事業者の事業の大半が実施されていることから、地区の所在する特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方	
											広域	特別区			
												各区	連携		
		141	都心機能活性化地区開発計画の検討	都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間のエネルギーを最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。	都市計画局	任意			0.3	6,000				各地域のまちづくりにとって核となる拠点の有効活用方策を検討するものであり、各特別区で判断の上実施。	
		142	難波地区の再開発の推進	業務・商業施設が集積した「ミナミ」に立地する難波地区において、国際化に向けた都市機能の集積やアメニティ性の高い都市拠点の創造に向け、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			0.6	0				成長戦略やグランドデザインと関連するものであっても、すでに定まっている大きな方向のもとで、具体的に地域や関係者と調整を行っているものであり、すでに民間事業者の事業の大半が実施されていることから、地区の所在する特別区で実施。	
		143	湊町地区(ルネッサなんば)開発の推進	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			0.9	0				成長戦略やグランドデザインと関連するものであっても、すでに定まっている大きな方向のもとで、具体的に地域や関係者と調整を行っているものであり、すでに民間事業者の事業の大半が実施されていることから、地区の所在する特別区で実施。	
		144	御堂筋の活性化	御堂筋の活性化に向けて、御堂筋を国際的大都市にふさわしい多機能型へと転換し、高さ規制を含めたクオリティの高い都市景観の実現、都市魅力の向上・活性化をめざした民間主導のエリアマネジメントの展開に取り組む (具体的な取り組み) ・地区計画等の見直し(高さ規制の撤廃) ・にぎわい施設を誘導するためのインセンティブのあり方の検討 ・オープンスペースの利活用方策の検討 ・エリアマネジメントのあり方の検討 等	都市計画局	任意			2.0	9,099					成長戦略やグランドデザインと関連するものであるが、地区計画(権限は特別区)に関わるもので、沿道企業等の民間事業者との調整のもと行うものであるため、地区の所在する特別区で実施。
		145	淀川・大和川沿川整備協議会に関する事務	近畿地方整備局や沿川等の関係機関と連携を図りながら(淀川沿川整備協議会、大和川沿川整備協議会における協議・調整等)、淀川及び大和川における高規格堤防の整備の推進と沿川地域の整備方針等の調整を行う。	都市計画局	要綱等	一般市		0.4	0					地域の整備方針との整合を図る観点から、関係する沿川の地方公共団体である対象地区が所在する特別区で実施。
		146	JR阪和貨物線跡地の活用検討調査に関する事務	JR阪和貨物線が平成21年3月に廃線となり、平野区・東住吉区・住吉区の3区にまたがる大和川周辺などで新たな空間が生まれることから、線路跡地を市民にとって有効に活用するための検討を行う。	都市計画局	任意			0.6	0					線路跡地を有効活用した地域に身近なまちづくりであり、検討対象地が所在する特別区で判断の上実施。
		147	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金))の活用	大阪の都市再生に資するため、都市再生整備計画事業について、国への予算要望・申請等の窓口業務を行うとともに、事業を活用して、各地区におけるまちづくりを効果的に推進するための連絡調整を行う。	都市計画局	任意			0.6	99					各地区におけるまちづくりを推進するための制度活用については各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											特別区			
											広域	各区	連携	
		148	中心市街地の活性化に向けた環境整備	市域全体が既に市街化しており、各区の駅周辺を中心に都市機能や商業機能が集積し、コンパクトなまちとなっていることを踏まえ中心市街地活性化法の窓口として、同法の活用について連絡調整を実施する。 (中心市街地活性化法：人口減少・超高齢化社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現)	都市計画局	任意			0.1	0				各地区におけるまちづくりを推進するための制度活用については各特別区で判断の上実施。
		149	中心市街地活性化に関する事務	政府の定める基本方針に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の作成、国への申請を行う。 中心市街地の整備改善業務に関して、情報の提供、相談その他の援助を行う中心市街地整備推進機構の指定を行う。等	都市計画局	法令	一般市		0.0	0				各地区におけるまちづくりを推進するための制度活用については各特別区で判断の上実施。
		150	アイ・スポットの企画・管理運営	大阪の都市再生のシンボルゾーンである「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座に実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」(もと愛日小学校跡地)の企画・管理運営を行う。(中央区)	都市計画局	任意			0.7	8,509				地域のまちづくりの情報発信施設であり、施設が所在する特別区で実施。
		151	岩崎橋地区開発の推進	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向け、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			0.5	0				地権者との連携調整など、地域課題の解決に向けた地域に身近なまちづくりを進めていくために、地区が所在する特別区で判断の上実施。
		152	桜ノ宮地区まちづくりの検討	大阪市の処分検討地(水道局:もと職員研修センター)や、売却予定の民間用地について、地域にふさわしい土地利用、都市機能が導入されるよう区や関係局と調整を行う。	都市計画局	任意			0.3	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、地区が所在する特別区で判断の上実施。
		153	淀川区役所跡地活用の検討	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。	都市計画局	任意			0.5	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、跡地が所在する特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		154	あいりん地域における総合的 生活環境の整備	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取り組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置した。計画調整局が担当をしている「住宅・まちづくり対策分科会」では、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を行っている。	都市計画局	任意			0.7	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、地域が所在する特別区で判断の上実施。
		155	萩之茶屋地域における環境改善 の検討	平成21年2月に愛隣対策推進会議の下に設置された、萩之茶屋地域環境改善特別チームの一員として、萩之茶屋地域周辺の環境改善についての検討を行っている。	都市計画局	任意			0.2	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、地域が所在する特別区で判断の上実施。
		156	平林地区まちづくりの検討	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号地東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。計画調整局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。	都市計画局	任意			0.2	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、地区が所在する特別区で判断の上実施。
		157	天下茶屋駅前活用活性化方策 の検討	南海本線の連続立体交差化に伴ない廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。	都市計画局	任意			0.2	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、地区が所在する特別区で判断の上実施。
		158	加美駅周辺地区まちづくりの 検討	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大阪外環状線（大阪東線）新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時の周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。	都市計画局	任意			0.2	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、地区が所在する特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		159	八尾空港西側跡地活用方策の検討	大阪市、八尾市にまたがる大阪航空局所管用地である八尾空港西側跡地について、まちづくりに配慮した効果的な用地処分がなされるよう、庁内関係部署とも調整を図りながら、国、八尾市、大阪府で組織する検討会で、検討協議を行っている。	都市計画局	任意			0.8	0				地域課題の解決や活性化を図るまちづくりは、跡地が所在する特別区で判断の上実施。
		160	常盤地区まちづくりの検討	天王寺・阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのポテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発(あべのand)に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。	都市計画局	任意			0.2	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、地区が所在する特別区で判断の上実施。
		161	京橋駅周辺地区まちづくりの検討	京橋駅周辺地区は、大阪都心東部の玄関口である京橋駅を中心とした地区である。JR片町線・東西線による南北の地域分断により、OBP地区や周辺公共施設との連続性に欠けているため、有効な土地利用がなされていない。このような状況にある京橋地区の都市機能の強化を図り、大阪の東の拠点地区としてふさわしいまちづくりをおこなうため、JR片町線・東西線の地下化に伴う都市計画道路や土地区画整理事業等の計画に関する調整を行う。 また、公社経営健全化計画に基づき、平成20年10月から住宅展示場用地として10年間の定期借地契約を締結している地区内の局所管用地について、契約の履行監理を行う。	都市計画局	任意			0.2	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、地区が所在する特別区で判断の上実施。
		162	淀川連絡線跡地活用の検討	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。(幅員:10~30m、延長:約2km)東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地利用の検討が可能であることから、土地所管局や関係先と協議しながら跡地活用の検討を行う。	都市計画局	任意			0.2	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、跡地が所在する特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		163	JR大阪臨港線跡地活用の検討	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。	都市計画局	任意			0.4	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、跡地が所在する特別区で判断の上実施。
		164	中島工業団地の開発調整	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地(約137ha)の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監視、調整を行う。	都市計画局	任意			0.1	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、団地が所在する特別区で実施。
		165	船場地区まちづくりの検討	船場地区の良好な都市空間や生活空間の形成に向けて、まちづくりの機運を高めるために、地域と協働した取り組みを行うとともに、船場地区のまちづくり施策等の検討を行う。	都市計画局	任意			0.2	0				地域課題の解決や、地域の活性化を図るまちづくりは、地区が所在する特別区で判断の上実施。
		166	まちづくり活動支援事業に関する事務	<p>【まちづくり活動支援事業】 市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けてまちづくり活動を行う市民等の団体で一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに活動費の一部を助成し、区役所と連携しながらまちづくり活動を支援している。</p> <p>【まちづくり活動普及啓発事業】 市民主体のまちづくりに関心のある人等を対象にまちづくり担い手育成講座を開催し、地域でのまちづくりを担う人材を育成している。また、ホームページ等を通じて、地域の自発的なまちづくり活動情報の発信を行うとともに、まちづくり推進団体等の活動発表会を開催し、情報交換と地域間のネットワークの形成を図っている。</p>	都市計画局	任意			5.0	22,386				地域との協働による地域課題の解決や活性化を図るまちづくり事業であり、各特別区で判断の上実施。
		167	高度情報化推進事業に関する事務	高度情報化社会の推進に対応したまちづくりを推進するために、各種協議会等に参加し、情報収集、発信するとともに、個別の課題についての調査を行う。	都市計画局	任意			1.1	7,931				地域の高度情報化に係る事務であり、地域課題に応じて各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		168	歴史的建築物の再生・活用の促進に係る事務(生きた建築ミュージアム)	生きた建築ミュージアムとして、御堂筋及びその周辺に集積する近代建築をはじめとする歴史的建築物の再生・活用を推進し、都市魅力を発信する。	都市整備局	要綱等	一般市		2.5	3,022				地域の観光・文化資源の掘起しであり、ビルオーナーや地域との調整も必要となることから、住民に近い、対象が所在する特別区で判断の上実施。
		169	HOPEゾーン事業	大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン(HOPEゾーン)として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の掘り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進していく。 現在、天満、船場、空堀、住吉大社、田辺、平野(北区・中央区・住吉区・東住吉区・平野区)	都市整備局	要綱等	一般市		8.9	54,444				地域特性に応じた住宅・まちづくり施策であり、住民との調整も必要となることから、地域の実情を踏まえて、住民に近い、エリアの所在する特別区で判断の上実施。
		170	マイルドHOPEゾーン事業	上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住づくりを進める。 四天王寺・夕陽ヶ丘(天王寺区)	都市整備局	要綱等	一般市		2.1	9,613				地域特性に応じた住宅・まちづくり施策であり、住民との調整も必要となることから、地域の実情を踏まえて、住民に近い、エリアの所在する特別区で判断の上実施。
18	港湾事業	171	港湾管理の業務(新港務局)	(目的) ・交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを目的とする。 (内容) ・港湾計画の作成、ホトセル入、統計資料の作成 ・港湾区域や港湾隣接地域、臨港地区内の行為の届け出の許認可(公有水面埋立に関するもの含む。) ・臨港地区の分区規制 ・防波堤、航路、岸壁、上屋、荷役機械等の港湾施設の計画・整備 ・上記施設の維持補修、管理、使用許可に関する事務など ・国際コンテナ戦略港湾の施策に関すること ・環境整備負担金の賦課・徴収に関すること など (対象者) ・荷主、船会社、港運事業者等	港湾局	法令	港湾管理者		224.4	2,703,646				大阪の成長をけん引する広域インフラの管理業務であり、成長戦略の観点から広域が実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		172	公害防止対策事業の業務	<p>(目的) 水底の有害汚泥の除去等を実施し、大阪港の水環境保全を図ることを目的とする。</p> <p>(内容) 大阪港内(木津川等7区域[河川港湾重複区域を含む])における底質ダイオキシン類浄化対策など</p> <p>(対象者) 市民 など</p> <p>事業の主要データ 全体事業費 147億円(国費1/2) 事業期間 平成13年度～平成41年度(予定) 現在進捗率 6%</p>	港湾局	法令	港湾管理者		3.6	72,445				港湾法など法令上、港湾管理者(または河川管理者)が対応する必要があり、広域が実施。
		173	道路管理等の業務	<p>(目的) 臨海部における都市活動に資する交通輸送路、幹線道路交通網を供する</p> <p>(内容) ・道路・橋梁・トンネル等の計画、整備 ・道路・橋梁・トンネル等の維持補修、管理 ・道路・橋梁・トンネル等の行為許可、占用許可等に関する事務 など</p> <p>(対象者) 市民、事業者 など</p> <p>事業の主要データ 臨港道路 118km 橋梁・トンネル 10km</p>	港湾局	法令	港湾管理者		89.3	1,739,203				港湾法で法令上、港湾管理者が対応する必要があり、広域が実施。
		174	緑地管理等の業務	<p>(目的) 臨海部における良好な環境の保全に資するとともに、市民への健康的な憩いの場の提供、市民の健康の増進に寄与する</p> <p>(内容) ・緑地の計画、整備 ・緑地の維持補修、管理 ・緑地の行為許可、占用許可に関する事務 など</p> <p>(対象者) 市民、港湾労働者 など</p> <p>事業の主要データ 供用緑地面積 97ha 事業中 北港南海浜(休止中)、中央突堤、咲洲海浜、鶴浜緑地、此花西部</p>	港湾局	法令	港湾管理者		54.4	278,656				港湾法で法令上、港湾管理者が対応する必要があり、広域が実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		175	海岸管理の業務	<p>(目的) 津波、高潮等の被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全等を図り、もつて市民の生命と財産を守る</p> <p>(内容) ・防潮施設(防潮堤、水門、防潮扉および集中監視システム(防災センター)の維持管理 ・防潮施設の改良、補修 ・防潮施設の地震・高潮・津波対策の充実、推進(防潮堤の耐震改修、防潮扉の電動化など) ・防潮施設(防潮堤、防潮堤敷地)の目的外使用に係る許可 ・海岸保全区域の管理(占用・行為許可・監督処分など) ・東日本大震災を教訓とした地震・津波対策計画の立案、推進 ・大阪港地震・津波対策アクションプランの充実、推進 ・港湾防災センターにおける防災対策の推進 など</p> <p>(対象) 市民 など</p> <p>事業の主要データ 防潮堤耐震化整備 総延長 17,833km 総事業費 525億円 実績延長 6,348km 過年度事業費 180億円(H24年度末)</p>	港湾局	法令	港湾管理者		129.2	1,701,831				海岸法、港湾法など、法令により、港湾管理者が実施する必要があり、広域が実施。
		176	臨港鉄道の業務	<p>(目的) 臨海部における交通需要に対応するため、都心部と臨海部、埋立地(咲洲、舞洲、夢洲)間を結ぶ鉄道を整備する。</p> <p>(内容) ・地下鉄中央線(大阪港駅～コスモスクエア駅、供用中)・ニュートラム南港ポートタウン線(コスモスクエア駅～フェリーターミナルの一部区間、供用中)のインフラ(高架、駅舎等)の所有・管理 ・北港テクノポート線(コスモスクエア駅～新桜島駅、事業休止中)のインフラ(トンネル)部の所有・管理・整備</p> <p>(対象者) ・市民、事業者 など</p> <p>事業の主要データ 事業区間:コスモスクエア～夢・舞洲～新桜島(7.5km) 全体事業費:1,870億円(既支出額:444億円) 工事完成期限:H30年3月</p>	港湾局	法令	港湾管理者		0.2	59,841				港湾法で法令上、港湾管理者が対応する必要があり、広域が実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (正規 人) 【人件費除く】	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		177	下水施設関連業務	・臨海部(港湾局所管)の下水施設の維持管理 ・臨海部(港湾局所管)の下水施設への接続に伴う排水協議 など (対象者) 市民、事業者 など 臨海部開発に伴う下水管延長 約31km(舞洲地区約23km、咲洲地区約8km)、舞洲污水ポンプ場	港湾局	任意			0.9	541				臨海部の下水施設であり、広域で実施。
		178	フェニックス業務	(目的) 廃棄物の適正な海面埋立てによる処理、及びこれによる港湾の秩序ある整備を図る (内容) ・廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理の委託 ・廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成の委託 ・基本計画及び実施計画の協議 ・大阪市港湾施設条例に規定する廃棄物埋立護岸使用料の徴収 など (対象者) 市民(近畿2府4県168市町村) など 事業の主要データ 大阪沖埋立処分場 面積 95ha 受入容量1,400万m ³ 受入完了予定 平成39年	港湾局	法令	港湾管理者		0.3	0				広域臨海環境整備センター法などで、法令上、港湾管理者が対応する必要があり、広域で実施。
		179	埋立事業等の業務	(目的) 埋立は、市民生活や企業活動等から生じる廃棄物や公共工事に伴う建設残土・浚渫土砂の処分に必要であり、処分終了後の用地については、既成市街地で確保困難な貴重な空間として、時代時代の社会・経済的要請に応じて柔軟に活用し、今後の大阪・関西の成長・発展に資する。 (内容) ・埋立造成(護岸、埋立) ・道路・埋設等の基盤整備の実施 ・埋立地の分譲 ・まちづくりに係る連絡調整 など (対象者) ・市民、企業など	港湾局	任意			61.5	547,003				埋立事業については、大阪の成長・発展に資するものであり、また、埋立事業会計は分割すると収支バランスが崩れることから、一体的な承継・管理の観点から、広域で実施。
19	公営住宅(特定公共賃貸住宅等含む)	180	公営住宅(特定公共賃貸住宅等を含む)	公営住宅の運営(整備・管理等)	都市整備局	法令	一般市		168.0	24,479,384				セーフティネットの役割や公営住宅のまちづくりへの活用は、住民に身近な各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
			各区	連携										
		181	公営住宅(特定公共賃貸住宅を含む)	・住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	府 住宅まちづくり部	法令	一般市		15.8	4,908,630				公営住宅等に関する政策決定は、住民生活を身近で支える基礎自治体が担うことが望ましく、まちづくりや効率性の観点からも管理・運営の一元化が望ましいことから、各特別区で実施。
		182	特定公共賃貸住宅	・中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	府 住宅まちづくり部	法令	一般市		上に含まれる	上に含まれる				公営住宅等に関する政策決定は、住民生活を身近で支える基礎自治体が担うことが望ましく、まちづくりや効率性の観点からも管理・運営の一元化が望ましいことから、各特別区で実施。
20	公社住宅事業	183	公社住宅事業に係る事務(地域優良賃貸住宅関連)	(目的) 老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、地域優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。 (入居資格) 月額所得が48万7千円以下の者で、子育て世帯・高齢者世帯・障がい者等世帯の者。 (建設費補助) 標準建設費の1/3に相当する額を限度とし、国と本市でそれぞれ1/2を負担する。 (家賃減額補助) 公社が家賃と入居者負担額との差額を家賃から減額する場合に、公社に対して減額に要する費用を補助する。 (その他) 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき建設・管理している高齢者向け優良賃貸住宅については、地域優良賃貸住宅関連として整理する。	都市整備局	要綱等	一般市		0.6	203,520	調	整	中	現在検討を進めている住宅供給公社のあり方の検討結果を受けて、事務分担案を整理。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		184	公社住宅事業に係る事務(特定優良賃貸住宅関連)	(目的) 老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、特定優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助や住宅金融支援機構融資に対する利子補給を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。 (入居資格) ・自ら居住するための住宅を必要とする者で、同居親族を有する者。 ・所得が中位(月額所得20万円～60万1千円)の者。 (建設費補助) 標準建設費の1/3に相当する額を限度とし、国と本市でそれぞれ1/2を負担する。 (利子補給) 住宅金融支援機構融資の残元金に対し、公社の償還開始時以降、20年間(当初10年間は2%、11年目以降は1%)利子補給を行う。 (家賃減額補助) 公社が家賃と入居者負担額との差額を家賃から減額する場合に、公社に対して減額に要する費用を補助する。	都市整備局	法令	一般市		1.5	636,625	調	整	中	現在検討を進めている住宅供給公社のあり方の検討結果を受けて、事務分担案を整理。
		185	住宅供給公社の監理に係る事務	地方住宅供給公社法に基づき設立された大阪市住宅供給公社について、出資、役員の内命、事業計画及び資金計画の承認、監督等の業務を行う。	都市整備局	法令	その他	地方住宅供給公社法施行令第1条で規定する市	2.0	287	調	整	中	現在、市公社のあり方が検討されており、その状況を見極めて公的関与のあり方を検討。
		186	サービス付き高齢者向け住宅登録事業	・各住戸の広さ、設備、バリアフリーなどのハード基準と合わせて、状況把握、生活相談といった高齢者が日常生活を営むために必要なサービスを提供することなどを必須とした、高齢者が安心して居住できる住宅を審査の上登録し、事業者への指導監督を行い、高齢者の居住安定確保を図る。 ・登録事業者は、法人、個人でも可。 ・5年ごとの登録更新が必要。	都市整備局	法令	中核市		1.5	0				
21	多様な世帯に対する居住支援	187	終身建物賃貸借認定事業	・終身建物賃貸借契約は、高齢者が賃貸住宅に安定的に居住することができる仕組みで、借地借家法の特例として高齢者が終身にわたって賃借できる契約であり、この終身建物賃貸借事業を行うとする場合は、都道府県知事(指定都市又は中核市の場合はその市の長)の認可が必要である。 ・各住戸の広さ、設備、バリアフリーなどのハード基準や、契約などの基準に照らして審査し、事業認可を行うとともに、事業者への指導監督を行い、高齢者の居住安定確保を図る。 ・登録事業者は、法人、個人でも可。 なお、本事業については、独立行政法人都市再生機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合は対象外である。	都市整備局	法令	中核市		0.2	0				高齢者福祉と住宅政策の両面をもった事業であり、住民に身近な各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		188	優良建築物等整備事業等の維持管理に係る事務	一定の要件を満たす民間マンションを建設する事業者に対して建設費の一部を補助する事業につき、H19年度をもって新規採択を停止し、H21年度で全ての補助事業が完了したが、現在は補助要件に基づいた適切な維持管理の状況を確認・指導する業務のみを行なっている。	都市整備局	任意			0.6	0				良質な住宅供給の促進を図る事業の残務であり、物件に近い各特別区で実施。
		189	子育て安心マンション認定制度に係る事務	子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えたマンションを認定し、広く内外に発信することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進する。	都市整備局	任意			1.1	1,250				良質な住宅供給の促進を図る事務であり、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		190	新婚世帯向け家賃補助制度に係る事務	<p>【目的】 市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的としている。</p> <p>【事業対象】 ・婚姻要件：申込日現在で過去2年以内に婚姻届出している世帯 ・年齢要件：申込日現在で夫婦ともに40歳未満の世帯 ・住宅要件：市内の一定家賃以上の民間賃貸住宅に居住する世帯 ・収入基準：前年の世帯収入が一定額(430万5千円)以下の世帯</p> <p>【家賃補助額】 実質家賃負担額(共益費等を除く毎月家賃から住宅手当を除いた額)から5万円を控除した額を受給開始後36か月までは15,000円、37ヶ月以降は20,000円を限度に最長72ヶ月間補助。</p> <p>【事業規模】 (H23年度実績) 補助件数: 28,868件 家賃補助額: 4,381,507千円</p>	都市整備局	任意			1.9	4,323,602				要件確認事務については、住民に身近な各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		191	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度に係る事務	<p>【目的】 市内で供給・建設される民間住宅をフラット35や民間金融機関の融資(返済開始時から当初5年間は、融資利率(優遇後)が年1.1%以上の固定金利)を受けて取得する新婚・子育て世帯を対象に、融資額の償還元金残高に対し、年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を5年間行うことにより、若い世代の市内定住の促進をはかり、活力あるまちづくりを進める。</p> <p>【申込資格】 本制度の申込日時点で新婚世帯(夫婦いずれも満40歳未満で婚姻届出後5年以内の世帯)又は子育て世帯(申込者又は配偶者に小学校6年生以下の子どもがいる世帯)であり、売買・譲渡・請負契約の締結日(H17年4月1日以降)から1年以内又は融資実行日までに申込手続をする者。前年の所得金額が1200万円以下。住民税や固定資産税を滞納していない者。</p>	都市整備局	任意			0.9	110,530				地域特性に応じた住宅施策であり、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		192	留学生住宅供給事業に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・民間土地所有者等が建設する優良な賃貸住宅を、大阪市住宅供給公社が20年間にわたり借り上げ、外国人の私費留学生向けに低廉な家賃で優良な住宅を供給する。 ・本市は、建設費の一部及び入居者の家賃を減額するための費用を補助する。(北区のみ) 	都市整備局	要綱等	一般市		0.1	38,695				要件確認事務については、住民に身近な、施設が所在する特別区で実施。
		193	民間すまいりんぐ供給事業に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・民間土地所有者等が建設する中堅層向けの優良な賃貸住宅(民間すまいりんぐ)を、大阪市住宅供給公社、又は市が指定する民間指定法人が、一定期間、借上げ又は管理受託により管理する。 ・国と市が建設費の一部及び入居者の家賃を減額するための費用を補助する。 ・新規の供給計画の認定は、H15年度をもって停止している。 	都市整備局	法令	一般市		2.1	2,244,817				要件確認事務については、住民に身近な各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		194	高齢者向け優良賃貸住宅事業に係る事務	<p>(目的) 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、大阪市内において良好な居住環境を整えた高齢者向けの優良賃貸住宅を整備しようとする賃貸事業者に対して、供給計画の認定等を実施する。 なお、上記法律がH23年10月20日付けで改正され、高齢者向け優良賃貸住宅制度は廃止となったが、認定を行った住宅においては適切な状態で管理されていることを確認している。</p> <p>(入居者及び同居者の資格) 月額所得が48万7千円以下の者で高齢者(60歳以上)である者</p> <p>サービスつき高齢者向け住宅の事業と統合されており、現在の事業内容は、認定した住宅が適切な状態で管理されていることを確認するのみ</p>	都市整備局	要綱等	中核市		0.2	0				既認定住宅に係る管理のみのため施設が所在する特別区で実施。
		195	大阪市エコ住宅普及促進事業に係る事務	<p>断熱性能の向上、創エネ設備等の設置など一定の基準を満たす住宅の建設・改修計画を認定するとともに、認定住宅の購入・改修にかかる融資に対する利子補給を行うことにより、省エネルギー、省CO2住宅の普及を促進する。</p>	都市整備局	任意			0.8	16,089				良質な住宅供給の促進を図る事務であり、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		196	マンション管理・建替支援事業に係る事務	<p>「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」をふまえ、分譲マンションの良好な維持・管理を促進するため、専門家団体や民間事業者団体と連携して、H12年度に、「大阪市マンション管理支援機構」を設立し、各種セミナーの実施、情報誌の発行、ホームページの運営等による情報提供や普及啓発など、様々な支援を実施している。また、現地でのアドバイスが必要な管理組合に対し、専門家を無料で派遣する「分譲マンションアドバイザー派遣」や、建替えに向けた検討費用の一部について補助を行う「分譲マンション建替検討費助成」、マンション建替え円滑化法に関する法定事務等を実施している。</p>	都市整備局	法令	一般市		1.0	6,983				<p>相談や補助等については、地域特性に応じた住宅施策であり、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で判断の上実施。</p> <p>マンション建替の許認可等については、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で実施。</p>
		197	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務(一般市権限分)	<p>「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、住宅街区整備事業や都心共同住宅供給事業などを行うことにより、住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備等を図る。</p>	都市整備局	法令	一般市		0.0	0				良質な住宅供給の促進を図る事務であり、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正規) 【人件費除く】	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区	連携	
		198	大阪市ハウジングデザイン賞表彰制度に係る事務	・魅力ある良質な都市型集合住宅を表彰し、その優れた面を明らかにすることにより、良質な都市型集合住宅に建設促進に資するとともに、広く市民及び住宅供給者の住宅に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 ・公募による推薦住宅について書類・現地審査を行い、選考有識者会議において意見を聴取し表彰住宅を決定し表彰する。	都市整備局	任意			1.4	1,598				良質な住宅供給の促進を図る事務であり、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		199	住まい情報センター事業に係る事務	住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催、住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。	都市整備局	任意			2.5	393,815				一般相談については、住民に近い特別区で判断の上実施。 長屋や老朽マンションの建て替えなど、専門相談についても、実施手法を含め各特別区で判断の上実施。 住まいのミュージアムについては市政改革プランに基づく対応状況を受けて整理。 市政改革プラン 「都市魅力戦略会議の見解を踏まえ、効果的・効率的な運営を図る。ただし、指定管理期間終了(H28年度)までに持続可能なスキームを構築できないときは、より展示を活かす観点から他の博物館との統合、または廃止」
		200	マンション購入資金融資制度に係る事務	【目的】 大阪市内で供給される一定水準以上のマンションの購入を予定する者で、資金不足のためマンションを取得することが困難な者に対し、取得に必要な資金について、大阪市が金融機関に融資のあっせんを行い、マンションの取得の促進を図り、もって居住水準の向上に寄与することを目的とする。 【制度概要】 H16年度までに受付した既融資分について、取扱金融機関に償還残額に対する再預託と償還管理を行う。	都市整備局	任意			0.3	2,308,122				居住水準の向上を図るための融資あっせんに係る事務であり、住民に身近な各特別区で実施。
		201	優良賃貸住宅建設資金融資制度に係る事務	・市内に、居住環境が良好で適正な家賃の住宅を供給するため、民間の土地所有者等が、本市の定める基準に適合した優良な賃貸住宅を建設する場合に、その建設資金の融資を斡旋する。 ・本制度に係る融資斡旋の受付は、H16年度末をもって終了しており、現在は継続分の低利融資維持のための金融機関への利子補給及び預託の事業と、償還管理等を行っている。	都市整備局	要綱等	一般市		0.7	4,867,102				居住水準の向上を図るための融資あっせんに係る事務であり、住民に身近な各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		202	災害復興マンション購入資金融資制度に係る事務	<p>【目的】 阪神・淡路大震災による被災者が市内のマンションを購入する場合に、その購入を容易にするため、長期かつ低利の融資あっせんを行う。</p> <p>【制度概要】 H6～10年度に受付した既融資分について、取扱金融機関に償還残額に対する再預託を行い、低利融資の継続を実現する。</p>	都市整備局	任意			0.1	31,290				阪神淡路大震災の被災者の居住場所の確保のための融資あっせんに係る事務であり、住民に身近な各特別区で実施。
22	建築物の安全確保(耐震化促進等)	203	民間建築物におけるアスベスト対策の推進	アスベストによる健康被害に対する市民の不安を早期に解消するため、各種セミナー等を活用した啓発リーフレットの配布・送付を行うとともに、本市として把握に努めてきた、アスベスト対策が未実施である建物所有者等に対し、個別の働きかけをおこない、露出したアスベストの含有調査、除去等対策工事費用に対する補助等を行い、アスベスト対策に関する市民の意識の向上を図る普及啓発活動を行う。	都市計画局	要綱等	一般市		0.7	7,333				住民の安全確保に関する取り組みは、住民に近いところで実施する観点から、各特別区で実施。
		204	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく助成制度、耐震改修促進計画の策定等に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物の耐震化を促進するため、民間住宅の建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に要する費用の助成など。 ・地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を策定。 	都市整備局	法令	一般市		5.3	361,698				住民の安全・安心の確保を図る事務であり、住民に身近な各特別区で実施。
		205	建築物の耐震改修に係る特例(特定優良賃貸住宅の入居者資格)の承認事務	都道府県耐震改修促進計画において特定入居者(認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者)に対する特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項が記載されている場合には、特定優良賃貸住宅の入居者を3か月以上確保できないことを条件として、特定優良賃貸住宅の認定事業者は都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内にあっては、指定都市又は中核市の長)の承認を受けて、当該特定入居者にその全部又は一部を賃貸することができるため、その承認に関する事務を行う。	都市整備局	法令	中核市		0.0	0				住民の安全・安心の確保を図る事務であり、住民に身近な各特別区で実施。
		206	防災力強化マンション認定制度に係る事務	耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信することにより、災害に強い良質なマンションの整備を誘導し、防災性の向上を図る。	都市整備局	任意			1.2	3,915				良質な住宅供給の促進を図る事務であり、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		207	建築物の耐震化促進に関する普及啓発等に係る事務(大阪市耐震改修支援機構関連)	・大阪市における民間木造住宅の耐震化を促進するため、公的団体や建築関係団体と連携し、H20年に「大阪市耐震改修支援機構」を設立した。 ・大阪市耐震改修支援機構では、耐震セミナー、耐震に関する個別相談会、耐震出前講座、耐震改修現地見学会等の普及啓発活動の実施協力や、耐震診断・耐震改修の実績のある事業者の紹介等を行っており、本課においては、H24年8月より事務局業務を行っている。	都市整備局	任意			1.0	6,514				住民の安全安心の確保を図る事務であり、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
23	放置自転車対策	208	放置自転車対策にかかる事務	・有料駐輪場の管理事務 本市では昭和48年から駐輪場を整備・管理しているが、駐輪場の整然利用及び近距離利用の抑制を目的に昭和63年から有料化を実施しており、また市民サービス向上及び効率的な管理を目的に平成19年度からは指定管理者制度を導入しており、さらに平成20年度からは利用率向上を目的に利用料金制度を導入している。 ・放置自転車の撤去事務 昭和58年から鉄道駅周辺等を自転車等放置禁止区域に指定して放置自転車の撤去を実施しているが(平成23年度現在134駅)、撤去は行政権限の行使にあたるため、撤去の実施方法として、放置自転車の撤去作業は工営所職員が直営で行い、撤去自転車の運搬作業は民間運送業者に委託している。 禁止区域内で撤去した自転車は市内21箇所の保管所にて、20日間保管し、返還を行っており、運営はシルバー人材センターに委託している。なお、引取が無かった自転車等については競争入札による売却処分を行っている。 また、禁止区域外で撤去した自転車は工営所の管理地で同様に保管している。 ・放置自転車の削減に向けた啓発事務 平成23年度から市民協働型自転車利用適正化事業「D.O.！プラン」として全24区で実施している。	建設局	法令	一般市		119.9	915,125				放置自転車対策は、道路管理区分にかかわらず、地域の生活環境の向上や危険防止に資する事務事業であり、地域の実情や住民ニーズに応じて細やかな対応ができる各特別区で実施。
		209	駐輪場の整備事業	・鉄道駅周辺などでは通勤・通学を目的とした自転車が道路上に放置され、視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)を覆い隠すなど、通行機能が阻害されている状況である。 そこで、昭和48年度より鉄道駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車場(駐輪場)の整備を進めている。 ・平成23年度末までに市内156駅周辺において153,000台(鉄道事業者整備分を含む)の自転車駐車場の整備を行っている。 ・駐車需要を生じさせる集客施設に対して、自転車駐車場の附置義務に伴う受付・協議・指導・検査を行っている。	建設局	法令	一般市		9.9	172,500				地域の生活環境の向上や危険防止に資する事務事業であり、地域の実情や住民ニーズに応じて細やかな対応ができる各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
24	管財事務 (港湾局)	210	賃貸地(臨港地区外)の業務	(目的) 在来地のうち臨港地区外にある所管不動産の管理及び処分等 (内容) ・臨港地区外の賃貸借契約事務(約80件) ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定など)など (対象者) 市民、事業者など	港湾局	任意			4.1	5,326				普通財産の貸付等の業務であり、財産を所管する各特別区で実施。
		211	賃貸地(臨港地区内)の業務	(目的) 在来地のうち臨港地区内にある所管不動産の管理及び処分等 (内容) ・臨港地区内の賃貸借契約事務(577件) ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定など)など (対象者) 市民、事業者など	港湾局	任意			23.4	36,307				普通財産の貸付等の業務であり、財産を所管する各特別区で実施。
25	管財事務 (住宅まちづくり部)	212	私下残地・分譲住宅残地の管理	・昭和20、30年代の住宅地不足が社会問題化しており、府が施策として府営住宅用地の払い下げや買上げた土地の宅地化により府民に宅地を供給する事業を行っていた。その際、宅地への通路や公共施設用地等について、地元市へ引き継ぐことなく、府が管理しているもの。 ・管理としては住民等からの要請があった場合に道路修繕費や植栽剪定等を行っている。 ・電柱や管路の使用許可・貸付契約事務 認定道路、通路、公園等の敷地 36377㎡	府 住宅まちづくり部	任意			0.9	762				通常の資産管理のスキームで対応すべきものであり、広域で実施。
26	内部事務	213	庶務関係業務	・局の人事・組織・給与事務 ・局長改革マニフェスト ・局経営方針の進捗管理 ・局予算・決算の総括、契約事務 ・局の文書管理 ・市会関係業務 ・秘書関係業務 ・職員研修関連業務 ・広聴・広報 等	都市計画局	任意			46.8	30,583				各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		214	都市整備局総務関連事務	都市整備局における庶務、経理、契約及び企画関係事務を総括し、局内外の調整を行うほか、局総務部以外の部の主管に属しない事務を処理する。	都市整備局	任意			83.0	22,487,092				各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規) 【人件費除く】	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		215	地域住宅計画の作成等に係る事務	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、地域住宅計画を策定するとともに、事業に必要な交付金の交付等の特別措置を講じる。	都市整備局	法令	一般市		0.6	0				地域特性に応じた住宅・まちづくり施策の企画立案であり、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		216	住宅施策の企画立案に係る事務	「住生活基本法」や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等をふまえ、住宅施策の企画立案や総合調整を実施する。	都市整備局	任意			7.9	7,035				地域特性に応じた住宅・まちづくり施策の企画立案であり、地域の実情を踏まえ、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		217	庶務関係業務	(目的) 港湾局業務を実施するにあたり必要となる庶務関係業務 (内容) ・庁舎管理業務 ・市会関係・文書管理業務 ・計理・予算決算業務 ・契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・法規・コンプライアンス関係業務 ・OA関係業務 ・行財政改革・企画関連業務 ・外郭団体監理業務 (対象者) 市民 など	港湾局	任意			43.1	229,059				特別区に移行する事務に係るものであり、各特別区で実施。

〔9. 都市基盤整備〕

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方	
											広域	特別区	連携		
												各区	連携		
1	道路事業 (広域交通網)	1	道路(広域(国直轄含む))	【道路・橋梁】 ・道路・橋梁の改築、維持、許認可等の管理事務 ・市内道路延長 3,853km(種別内訳 国道66km、府道183km、市道3,604km) ・市内道路橋梁数 767橋	建設局	法令	政令市		138.7	8,578,178				【道路】 道路の種別については、大阪の経済・産業戦略を支え、又、防災上必要な広域ネットワークを形成する観点から、下記の要件を満たす道路については広域的なインフラとして広域が所管。 <要件> 4車線以上の路線で以下の機能要件に該当するもの 府域内の地域間の連絡 都心(都市核)、地域核の連絡 広域交流拠点、国土軸との連絡 隣接府県の主要都市との連絡 都市への交通集中の分散(環状道路) 広域的防災に資する道路 広域が担う道路延長(案) 202km 街路事業 43km (淀川左岸線(2期)含む) 【橋梁】 道路の種別に応じて、道路管理者が一体的に管理。	
		2	道路清掃に関する事務(本課) [広域管理道路]	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。本課(事業管理課)においては、本事業の総括事務を行うとともに、予算執行を行う。また、委託事務の検収業務等を行っている。	環境局	法令	一般市		0.2	93,363				広域で管理する道路の清掃は、広域で実施。	
		3	道路清掃に関する事務(事業所) [広域管理道路]	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。事業所(環境事業センター)においては、所管行政区内における広聴対応や委託事務の検収業務等を行うとともに、各受託業者(現場責任者)との作業の連絡調整を行っている。	環境局	法令	一般市		0.2	0				広域で管理する道路の清掃は、広域で実施。	
2	道路事業 (地域交通網)	4	道路事業(基礎)	【道路・橋梁】 ・道路・橋梁の改築、維持、許認可等の管理事務 ・市内道路延長 3,853km(種別内訳 国道66km、府道183km、市道3,604km) ・市内道路橋梁数 767橋 有料道路事業会計 事業費 5億円	建設局	法令	一般市		635.2	15,865,919				【道路】 広域交通網以外の3,651kmは地域のインフラとして各特別区が管理。 【橋梁】 道路の種別に応じて、道路管理者が一体的に管理。	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
		5	道路清掃に関する事務(本課) 【特別区管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。本課(事業管理課)においては、本事業の総括事務を行うとともに、予算執行を行う。また、委託事務の検収業務等を行っている。	環境局	法令	一般市		0.8	469,067				特別区の管理する道路の清掃は、各特別区で実施。
		6	道路清掃に関する事務(事業所) 【特別区管理道路】	市民の快適な生活環境を保全するため、主要幹線道路の車道清掃、歩道の植樹帯等の除草及び清掃等を委託により実施している。事業所(環境事業センター)においては、所管行政区内における広聴対応や委託事務の検収業務等を行うとともに、各受託業者(現場責任者)との作業の連絡調整を行っている。	環境局	法令	一般市		0.9	0				特別区の管理する道路の清掃は、各特別区で実施。
3	連続立体交差事業	7	連続立体交差事業 (阪急電鉄京都線・千里線)	【連続立体交差事業】 ・事業中箇所 阪急電鉄京都線・千里線(東淀川区)1か所 ・事業概要 延長7.1km、事業完了予定H32年度、総事業費1,632億円 進捗率:21%	建設局	要綱等	その他	人口20万人以上の都市および特別区	8.0	8,733,280				【連続立体交差事業】 連続立体交差事業は「交通渋滞の解消」、「まちづくりへの寄与」の2つの側面から判断する。 (1)まちづくりが主体のものについては特別区が基本 (2)交通渋滞の解消が主たる目的のものは、除却する踏切の広域的な影響を踏まえ、事業箇所毎に広域・特別区の役割を判断 ((1)(2)とも費用負担については、継続事業分も含めて別途協議) (阪急電鉄京都線・千里線) 当該事業は、まちづくりへの寄与の面が大きく、実施にあたっては地元商店街等との調整など地域に精通した所在区で実施。
4	駐車場	8	駐車場の維持管理・整備等	路上駐車を解消、円滑な都市交通機能の確保を図るために策定された「大阪市駐車基本計画」に基づき、これまで駐車場整備を進めてきた。市内に11か所ある市立駐車場については、指定管理者制度を導入し、本市の指導・監督のもと効率的かつ効果的に管理運営している。また、市内に9か所ある公社駐車場についても、市立駐車場と同様に民間ノウハウを導入している。 【駐車場の維持管理・整備等】 ・道路公社分 9か所(3,155台)、市直営分 11か所(2,893台)、その他道路公社占有駐車場 166か所 駐車場事業会計 事業費 15億円	建設局	法令	一般市		5.6	488,939	調	整	中	駐車場に関する施策は、地域の実情に応じた取り組みができる各特別区で実施するが、主に駐車場を管理している道路公社については解散も視野に入れて、あり方の検討を行っており、仮に、三セク債を活用して道路公社を解散することとなった場合、駐車場収入をその償還財源に充てることも考えられるため、その場合は、特別区が果たす役割や償還完了後の姿と合わせて、例えば、駐車場(市立、公社管理駐車場含む)を一元的に管理し、債務処理を行うようなスキームの検討を行う。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
5	河川事業 (1級河川)	9	河川事業(一級河川 管理者、事業主体(国との調整))	河川管理者としての国との調整 ・市内河川の状況 一級河川 25河川・139km うち、知事管理 17河川・93.2km 市長管理6河川・17.4km 国交大臣管理2河川・28.5km	建設局	法令	河川管理者		0.2	0				一級河川については、広域的な治水等の観点から一元的に管理する必要があるため、広域で実施。
6	河川事業 (1級河川) (表面管理等)	10	河川事業(道頓堀川、東横堀川、住吉川、今川、駒川、鳴戸川、城北川の表面管理)	・点検や小規模維持補修、許認可や利用適正化、利活用促進などの事務	建設局	法令	河川管理者		32.3	449,392				住民ニーズを反映し、地域の実情に応じた細やかな事務を行うことを可能とするため、各特別区で実施。
		11	河川事業(道頓堀川、東横堀川、住吉川、今川、駒川、鳴戸川の実質的事業主体)	・基盤整備(耐震対策、護岸改修、親水整備、改築更新・大規模維持補修等)事業の企画、設計、監督等	建設局	法令	河川管理者		5.0	876,179				これらの河川については、治水、利水、環境の観点での影響が区内で完結するものであり、地域の状況に合わせた河川の利活用の観点から、基盤整備事業に係る事業の企画、設計、監督等については、各特別区で実施。
		12	河川 表面管理(正蓮寺川・六軒家川・旧淀川・土佐堀川・木津川・尻無川・寝屋川・古川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・神崎川・中島川・西島川・左門殿川)	・河川の治水機能及び河川環境の保全を行う。 ・河川の監視・管理・計画により河川環境の保全や、不法投棄・不法占拠対策・アドプトプログラム等により府民の河川愛護精神を醸成するとともに、住民と行政の協働を推進する。 ・水門・鉄扉の点検、試運転、日常の維持管理及び操作を行う。	府都市整備部	法令	河川管理者		33.4	376,390				これらの河川は、流域一帯に影響が及び、また、複数の市町村をまたがって流下するものであり、一元的に管理する必要があるため、広域が所管するが、河川は地域におけるにぎわいづくり等の資源でもあることから、日常的な表面管理は住民ニーズに即してきめ細かに対応できるよう、各特別区で実施。
		13	河川水面清掃事業に関する事務	快適な水環境の維持を図るため、市内の主要11河川を対象に、水面に浮遊するごみを機械船(ネットコンベア船)を主力とする清掃船で収集し、収集したごみを大船に積み替え、揚陸場所まで曳航し、揚陸後は焼却工場に搬入している。H23年10月から大阪府・大阪市それぞれの管理河川について、それぞれが水面清掃業務を民間に委託し実施しており、その事務と委託事務の履行業務等を行っている。(H25年度以降府市統合までの間、コスト縮減と住民サービスの向上を図るため、府市管理河川の水面清掃業務を大阪府が一括して民間委託により実施するための事務を行っている。)	環境局	法令	一般市		1.2	58,140				河川の表面管理にあわせ各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
7	河川事業 (準用河川・普通河川)	14	河川事業(準用河川・普通河川)	準用河川・普通河川の改修、環境、管理等 ・市内河川の状況 準用河川 4河川・5km 普通河川 4河川・1.9km	建設局	法令	河川管理者		7.3	138,996				地域の状況に合わせた河川の利活用を図るため、各特別区で実施。
8	公園事業 (広域的機能を有する公園)	15	公園事業(広域)	都市公園の整備、管理	建設局	法令	一般市		160.5	3,445,301				下記の公園は、規模が大きく、災害時における後方支援活動拠点としての機能を有するものであり、大阪全体の安心・安全、都市づくりの一体性の確保の観点から、広域で実施。 天王寺公園については、天王寺動物園とあわせて広域で実施。 対象公園：鶴見緑地公園、大阪城公園・難波宮跡公園、長居公園、天王寺公園
9	公園事業 (その他の公園)	16	公園事業(基礎)	都市公園の整備、管理	建設局	法令	一般市		362.8	5,541,100				住民に身近な公園であり、地域の特性を踏まえながら維持管理を図る観点から、各特別区で実施。
		17	公園管理(住之江公園)	・府が設置する公園の管理業務をより効果的かつ効率的に行い、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、その管理業務を行う。(住之江区)	府 都市整備部	法令	一般市		0.8	97,975				住民に身近な公園であり、地域の特性を踏まえながら維持管理を図る観点から、各特別区で実施。
		18	公園管理(住吉公園)	同上(住之江区)	府 都市整備部	法令	一般市		0.7	131,929				住民に身近な公園であり、地域の特性を踏まえながら維持管理を図る観点から、各特別区で実施。
10	下水道事務	19	下水道事業	公共下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理 平成25～26年度 上下分離方式の導入(都市技術センターの暫定活用) 平成26年度 新組織の設立 平成27年度 新組織による事業開始 下水道事業会計 事業費 1,394億円 うち一般会計繰入金 317億円	建設局	法令	一般市		1475.8	31,741,414				区部下水道の一体管理が必要であることから、大都市制度移行時においては、広域が一体的に所管。
11	水道事業	20	大阪市水道事業	水道事業 水道事業会計 事業費 781億円	水道局	法令	一般市		1674.0	16,000	調	整	中	水道事業に係る今後の民営化議論を踏まえて判断。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
										調		整	中	
		21	大阪市工業用水道事業	工業用水道事業 工業用水道事業会計 事業費 310億円	水道局	法令	一般市		33.0	1,984				水道事業に係る今後の民営化議論を踏まえて判断。
12	内部事務	22	建設局事業にかかる庶務業務	建設局事業にかかる庶務業務	建設局	任意			160.6	685,191				各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		23	局横断事業等の計画策定・調整事務	局横断的又は他局等と連携して取り組む事業などの事業計画策定、関係部署・機関との調整業務。	建設局	任意			1.7	26,000				各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。